

4 個別事業の進捗状況について

★数値目標がない事業の達成度

- A 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を上回る取組や配慮を行った
- B 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を概ね達成した取組や配慮を行った
- C 男女平等推進行動計画の目標に対し、一定の取組や配慮を行ったが課題がある
- D 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標達成に向けた取組ができなかった
- E 事業を実施していない

※男女平等推進行動計画の目標については、調査票の中の目標、基本施策、施策及びその趣旨の記載を参照してください。

数値目標がない事業

事業番号	事業	事業概要	令和元(2019)年度実績	年度ごとの達成度(男女共同参画の視点に配慮した事業の推進度)			今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署
				年度	達成度	達成度を選択した理由				
I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進										
男女平等推進行動計画の目標										
1 男女共同参画の理解の促進										
目標の達成に向けた基本施策										
(1)人権教育・啓発の推進										
基本施策の達成に向けた施策と施策の概要										
男女平等についての理解を深めるための事業や広報を実施します。										
1	「男女平等推進週間」等の事業を実施します。	「男女平等推進週間」事業の実施		H30(2018)					市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)						
				R2(2020)						
				R3(2021)						

★今後の方向性

- 1 充実
- 2 現状維持
- 3 縮小

数値目標がある事業(事業番号:38、39、42、62、66、72)

II 働く場における男女共同参画の推進										
4 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大										
(15)審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進										
審議会等委員に占める女性の割合について調査を実施し現状を把握するとともに、推薦団体への働きかけなど目標値達成に向けて取り組みます。										
38	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和3(2021)年度までに40%となるようめざします。	事前協議、参加状況調査、プラスワンキャンペーン等取組実施		H30(2018)					市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)						
				R2(2020)						
				R3(2021)						

★数値目標がある事業の達成度

- A 目標値が達成された
- B 前年度と比較して数値が向上し、かつ目標値達成まで10%以内
- C 前年度並み、もしくは前年度と比較して数値が下降した、かつ目標値まで10%以内
- D 目標値達成まで10%以上の開きがある
- E 実施していない

事業番号	事業	事業概要	令和2(2020)年度実績	年度ごとの達成度(男女共同参画の視点に配慮した事業の推進度)			今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署
				年度	達成度	達成度を選択した理由				
I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進										
1 男女共同参画の理解の促進										
(1)人権教育・啓発の推進										
男女平等についての理解を深めるための事業や広報を実施します。										
1	「男女平等推進週間」等の事業を実施します。	「男女平等推進週間」事業の実施	・第三庁舎、宮前区役所、多摩区役所、広報コーナーにて男女平等施策に係る展示を行った。 ・広報用チラシを作成し、市内公用施設等で配架した。 ・市HP上で「男女平等推進週間」コンテンツを作成し、掲載した。	H30(2018)	B	男女平等推進週間にあわせて配布した広報用チラシについては、男女共同参画の視点に配慮してイラストを作成した。	2	引き続き、男女平等推進週間に啓発を行い、市民が男女共同参画について考える機会を提供することを目指す。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
2	男女平等についての理解を効果的に深めるために、さまざまな機会や市のあらゆる施設を積極的に活用した広報を実施します。	市内公共施設における広報や、市HPを活用した広報	・市内公共施設で、男女共同参画センター主催講座の広報チラシの配架や、「男女平等推進週間」広報チラシ等の配架を行い、男女平等施策の周知を図った。 ・「男女平等推進週間」や「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせ、啓発ページを市HPに掲載した。	H30(2018)	B	様々な機会を捉え広報を実施することで、男女平等の理解促進に繋がった。	2	引き続き、市内公共施設における広報チラシの配架や市HPを活用した広報を行い、幅広い市民への理解促進に努めていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
3	男女の人権尊重に関する研修や講座を実施します。	男女共同参画センターによる研修・講座の実施	・男女共同参画基礎講座として、離婚をテーマとした法律講座、「女性のための離婚の法律講座」を開催を実施し、延31人の参加があった。	H30(2018)	B	離婚に悩む者にとって正しい法律知識を系統立てて得ることができる講座は重要であるという観点から、基本編、ステップ編と講座を設け、基本的な法律知識を学んだ後に具体的な手続きや調停の活用方法について学べるよう実施した。	2	引き続き、市民を対象にした講座を実施することで、生活上の困難課題を乗り越える気付きや課題を理解し、次の行動につながる学びの場を提供することを目指す。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
	男女の人権尊重に関する研修や講座を実施します。	男女平等かわさきフォーラムの開催	・すくらむネット21と共催で、家田佳代子さんを講師に、「コロナ禍だからこそ考えるワーク・ライフ・バランスの実現」をテーマに、アーカイブ配信という形式で男女平等かわさきフォーラムを開催し、288人が参加した。	H30(2018)	B	当初はアーカイブ配信と併せて会場での聴講も予定していたが、新型コロナウイルス感染症に伴い、アーカイブ配信のみの実施となった。	2	令和3年度も引き続き、フォーラムの開催を通じ、男女共同参画社会の理解の促進に努める。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
(2)男女共同参画に関する生涯学習の推進										
男女平等に関する学習機会を提供します。										
4	市民・市民グループが男女共同参画の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	男女共同参画センター協働事業、情報提供事業	男女共同参画センター協働事業：計5市民団体等の事業を採択し、講座やイベントを実施し、延べ707人の参加があった。 ・インターンシップ：シフト制で11日間 9人を受け入れ、男女共同参画センター事業の企画・運営等を通じて、学習機会の提供を行った。	H30(2018)	B	市民グループ・団体からの提案に基づき、協働で講座等を行うことで、団体の活動支援及び地域に根ざした男女共同参画の推進に繋がった。	2	引き続き協働事業などを通じた市民団体等への支援、及びインターンシップ生の受け入れなどを行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

5	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」の講座や情報提供の実施、学習スペースの確保等を通じて、市民の男女平等に関する学習の機会を提供します。	「男女平等推進学習」講座の実施、及び情報提供の実施(学習環境整備事業)	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」講座を実施し、情報提供を行った。	H30(2018)	B	男女平等についての理解を深めるための学習機会の提供を行った。	2	次年度も引き続き、教育文化会館・市民館における、「男女平等推進学習」講座や情報提供の実施を通じて、男女平等に関する学習の機会を提供する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
6	男女平等推進学習や、家庭・地域教育学級等における男女平等推進研修への講師紹介や出前講座を行います。	男女共同参画センターの市民館等への出前講座	麻生市民館での保育者研修会や区民車座会に講師を紹介したほか、宮前市民館での男女平等推進学習担当者会議に男女共同参画センター職員が講師として参加するなど、計16件の講師派遣・コーディネートを行った	H30(2018)	B	センターへの来館以外にも、地域に出向くことで広く情報提供を行えた。また、センターの知名度向上にも寄与した。	2	継続した取組として、市民館等を対象とした男女平等や男女共同参画に関する講座への講師派遣や紹介を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
	市民館等におけるPTA家庭教育学級等への講師紹介、及び男女共同参画センターと連携した事業の実施	市民館等における男女平等推進事業や家庭・地域教育学級で男女共同参画センター職員が講師を行ったほか、PTA家庭教育学級等への講師紹介等の支援を行った。	H30(2018)	B	センターへの来館以外にも、地域に出向くことで広く情報提供を行えた。また、センターの知名度向上にも寄与した。	2	継続した取組として、市民館等を対象とした男女平等や男女共同参画に関する講座への講師派遣や紹介を行う。	教育委員会事務局	生涯学習推進課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
(3)就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進										
一人ひとりが自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等を推進する教育を実施します。										
7	小学校の児童・教員等に向けた教材を活用した学習を実施し、男女平等に対する意識を高めます	男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」の作成・配布	男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を作成し、市内小学3年生を対象に配布した。	H30(2018)	B	計画通り市内小学3年生を対象に、男女平等教育参考資料を作成、配布した。	2	引き続き、男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を作成し、男女平等に対する意識啓発を図る。また、教員を対象としたアンケート結果を踏まえ、内容の検討・調整を行っている。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
	男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」の活用	人権尊重教育推進担当者研修において、男女平等参考資料の周知と活用を呼びかけた。	H30(2018)	B	計画通り市内小学3年生を対象に、男女平等教育参考資料の周知を行った。	2	引き続き研修会等を通して啓発をしていく。	教育委員会事務局	教育政策室 人権・多文化共生教育	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
男女共同参画の視点から、保育所、幼稚園、学校の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	園長会議等における人権研修の実施、及び保護者や地域への周知啓発	各公立保育園の保護者会や職員会議で年1回以上、人権、子どもの権利についての話題を取り上げ、理解を深めた。また、階層別研修やキャリアアップ研修の子育て支援・保護者支援分野で研修を実施し、保育園職員の虐待予防に関する知識を深めた。	H30(2018)	B	職員の研修及び保護者・子どもへの周知啓発を実施した。	2	引き続き保護者会、会議、職員研修等を通じて子どもの人権及び権利の擁護について周知・啓発を推進する。	こども未来局	運営管理課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							

8	男女共同参画の視点から、保育所、幼稚園、学校の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	研修等を通じた教職員への周知啓発	人権尊重教育推進担当者研修(179名)やライフステージに応じた教職員研修(初任者研修(292名)・2校目異動者研修(189名)・中堅教諭等資質向上研修(285名)、15年経験者研修(144名)、教頭研修(179名)、校長研修(179名))において、子どもの権利学習をもとに、男女を問わず一人一人の個性や能力を發揮できる学校教育の重要性について啓発を図った。	H30(2018)	B	引き続き男女どちらの意見に偏らないよう配慮しながら周知啓発を実施した。	2	引き続き研修会等を通して周知を図る。	教育委員会事務局	教育政策室 人権・多文化共生教育
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

(4)若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進

各人の生き方、能力、適性を考慮し、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに主体的に進路を選択し社会参画できるようにするための支援を行います。

9	男女共同参画の視点から子育てにかかわることができるよう、育児体験講座等の実施を通じて、次世代を担う若者たちを支援します。	思春期の保健向上を目指した健康教育(健全母子育成事業)の実施	地域みまもり支援センターにおいて思春期保健に関わる個別相談を実施するとともに、市内の小中高校や関係機関と連携し、思春期保健に関わる集団健康教育を効果的に実施した。	H30(2018)	B	学校保健等と連携し、性を中心とする思春期教育を実施した。また、若年妊娠等個別の相談に対応したため。	2	今後も学校保健等と連携し、思春期教育を実施する。	こども未来局	こども保健福祉課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
10	男女共同参画の意義やワーク・ライフ・バランスについての理解促進等も含めたキャリア教育の体系的・効果的な推進を図ります。	「キャリア在り方生き方教育」の推進	「キャリア在り方生き方教育」の推進のため、全市担当者説明会を1回、全市担当者研修会を2回、研究推進校情報交換会を3回開催し、子どもたち一人一人の自立に向けた教育への教員の理解を深めた。	H30(2018)	B	・子どもたち一人一人の自立に向けた教育への教員の理解を研修を通して深めた。 ・家事や職業的に役割分担等の偏りが無いように配慮して作成したキャリア在り方生き方ノートの配布を継続した。 ・男女共同参画につながる目標である「ジェンダー平等を実現しよう」を含む持続可能な開発目標について、教職員、保護者の理解・啓発を図った。	2	引き続きキャリア在り方生き方教育推進事業を実施し、研修等で、子どもたち一人一人の自立に向けた教育への教員の理解を深めていく。	教育委員会事務局	教育政策室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
11	男女共同参画の視点からインターンシップ(就業体験)や体験学習等を通じたキャリア形成を支援します。	男女共同参画センターにおけるインターンシップ実施、及び職場体験の受け入れ	・男女共同参画センターにおいて、短期インターンシップ9名を受け入れ、事業の企画・運営等を通じて、大学生のライフキャリア支援を行った。 ・女子中高生のための理工系分野へのキャリア応援の相談・オンライン座談会を実施し、1名を受け入れた。	H30(2018)	B	インターンシップ、職業体験の受入を通じ、実践経験の場を提供した。	2	引き続き、インターンシップ生等を受け入れ、男女共同参画センターでの事業実施等を通じて、就業体験、学習機会の提供を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

(5)メディア・リテラシー^{※1}の向上と男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進

※1 メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力を、構成要素とする複合的な能力のこと

様々な情報を読み解き、適切に発信する能力を身に付けるための教育を実施するとともに、性別にとらわれず、個性に基づく男女の多様なあり方を尊重することに留意した広報を実施します。

12	情報を読み解き発信する力の向上のための講座や講師紹介及び情報提供、学習スペースの確保等を通じた市民及び事業者の活動を支援します。	男女共同参画センターでの講座実施、及び情報提供事業の実施(情報提供室の充実等)	男女共同参画センターの情報提供室を男女共同参画に関する書籍の閲覧、パソコン・インターネットも利用できる環境として無料で開放している。すくらむ21インフォメーション、メールマガジン、情報誌「すくらむ」などを発行し、男女共同参画に関する情報提供を行った。	H30(2018)	B	男女共同参画に関するメディア・リテラシーの向上のため、男女共同参画に関する書籍の閲覧やパソコン・インターネットの利用環境の提供、情報誌などを通じて、利用者等に情報提供を行った。	2	無料の学習スペースを提供するとともに、情報誌の発行や男女共同参画に関する書籍の紹介等を行い、情報提供に努め、市民及び事業者の活動を支援する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

13	メディアからの情報を主体的に読み解き、人権を尊重し、適切に発信する能力を育成するため、学校における情報教育を行います。	教育の情報化推進事業(児童生徒の情報活用能力育成に向けた取組の推進)	・「川崎市版情報活用能力チェックリスト2017」を活用し児童生徒が自らの情報活用能力を自己評価できるようにした。	H30(2018)	B	G I G Aスクール構想における1人1台分の端末の整備に関わる検証と情報提供を行った。オンライン授業や情報モラルを含む情報活用能力の育成等の研究及び研修を行った。これからの時代には男女を問わず情報活用能力の育成が重要であると周知を図った。	2	引き続き、情報活用能力の育成に向けた研究・研修を進める。さらに今後は、かわさきG I G Aスクール構想の推進とともに、児童生徒の情報モラルを高めるための教職員、保護者への研修、啓発等の事業を継続していく。	教育委員会事務局	情報・視聴覚センター	
			・小・中学校において、メディアリテラシーの向上に係る情報活用能力の育成を目指したオンラインを用いた指導の検証を行った。	R1(2019)	B						
			・教育情報化推進モデル校において情報教育を推進し、1人1台分の端末の活用とその効果や指導上の留意点等についての研究に取り組んだ。	R2(2020)	B						
				R3(2021)							
14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	「公的広報の作成に関する表現の手引」の作成、及び趣旨周知	・10月9日に開催した「川崎市男女共同参画推進員連絡調整会議」合同会議で、手引を配布し、男女共同参画推進員を通じて、庁内各課において手引を活用し男女共同参画の視点に立った資料等作成が行えるよう周知した。	H30(2018)	B	手引の配布・周知を行うことで、公的資料作成における男女共同参画の視点への配慮に向けた啓発に繋がった。	2	手引の内容を社会情勢等の変化に合わせて適宜見直しを行い、よりの確に男女共同参画の視点に立った資料等作成が行えるようにする。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
			・書面会議として開催された「広報広聴主管会議」において、手引の配布及び活用について周知した。	R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)							
	手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「かわさき市政だより」：引き続き市の広報について男女平等推進の視点に配慮し事業を執行した。「広報テレビ番組・広報ラジオ番組の製作」：引き続き、広報事業において、男女平等推進や人権尊重の観点から不適切な表現等がないように事業実施を行った。あわせて、所管課と協力して、男女平等推進に関する広報を行った。	「かわさき市政だより」：引き続き市の広報について男女平等推進の視点や、その他人権配慮の観点から不適切な表現のないような広報を行った。また、紙面や広報番組の中で、男女平等関連イベントについて扱うなど、男女平等推進に関する広報を所管課と協力して行った。 【男女平等に配慮した点】 「かわさき市政だより」：記事作成の際には手引を活用するなど、男女平等に配慮して事業を執行した。「広報テレビ番組・広報ラジオ番組の製作」：台本作成及び番組放送等の際には、手引を活用するなど、男女平等に配慮して事業を執行した。	H30(2018)	B	多くの市民へ発信する情報に男女平等推進の視点や、その他人権配慮の観点から不適切な表現のないような広報を行った。また、紙面や広報番組の中で、男女平等関連イベントについて扱うなど、男女平等推進に関する広報を所管課と協力して行った。	2	「かわさき市政だより」：引き続き市の広報について男女平等推進の視点に配慮し事業を執行していく。「広報テレビ番組・広報ラジオ番組の製作」：男女平等や人権の尊重に充分配慮し、テレビ・ラジオにおいて、効果的な情報発信を行う。併せて、所管課と協力して、男女平等推進に関する広報を行う。	総務企画局(広報資料作成局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)、シティブロモーション推進室	
					R1(2019)						B
					R2(2020)						B
					R3(2021)						
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「公的広報の作成に関する表現の手引」について局内に周知するとともに、男女共同参画の視点に配慮されているか確認し、不適切な点があれば見直しを要請した。		H30(2018)	B	性別にとらわれず、個性に基づく男女の多様なあり方を尊重することに留意した広報を概ね実施したため。	2	引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報を行うため、「手引」の周知等を行い、職員への意識啓発を行っていく。	財政局(広報資料作成局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)		
			R1(2019)	B							
			R2(2020)	B							
			R3(2021)								

14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	局内に手引を配付し、広報資料の作成の際にそれを活用するよう周知を図った。	H30(2018)	B	男女平等の視点を取り入れた内容表現に配慮するよう周知し、意識啓発を図った。	2	引き続き、各所属が男女平等の視点を常に意識して広報資料の作成に取り組めるよう、庶務課から継続して働きかけていく。	市民文化局(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)							
		手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	広報広聴主管課として、局内の広報物に対し「公的広報の作成に関する表現の手引」の視点を持った確認を行った。	H30(2018)	B	手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施した。	2	次年度も引き続き、啓発の取組を推進する。	経済労働局(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)							
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	局内で「公的広報の作成に関する表現の手引」について周知徹底を図り、男女共同参画の視点に配慮した広報資料を担当所属において作成した。	H30(2018)	B	手引の周知徹底を図り、男女共同参画の視点に配慮して広報資料を作成した。	2	引き続き局内で手引の周知徹底を図るとともに、男女平等の視点が考慮されているか確認し、不適切な項目があれば見直しを要請していく。	環境局(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)			
		R1(2019)	B								
		R2(2020)	B								
		R3(2021)									
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を各課へ周知し、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。	H30(2018)	B	男女共同参画の視点に配慮した広報を適切に実施した。	2	次年度も引き続き男女共同参画の視点に配慮した広報を行う。	健康福祉局(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)			
		R1(2019)	B								
		R2(2020)	B								
		R3(2021)									
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「かわさき子育てガイドブック」等のこども未来局が発行した刊行物については、性別にとらわれず、男女平等の視点を踏まえた表現に留意し、作成した。	H30(2018)	B	ほぼ目標どおり実施できたため。	2	次年度も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施する。	こども未来局(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)			
		R1(2019)	B								
		R2(2020)	B								
		R3(2021)									
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	局部所長会議等で男女共同参画に係る資料を配布するなど、局内への浸透を図った。	H30(2018)	B	局内会議等で、男女共同参画に係る資料を配布し、局内の理解を深めた。	2	今後も引き続き、手引を参考に継続して男女共同参画の視点に配慮し、局内への浸透を図る。	まちづくり局(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)			
		R1(2019)	B								
		R2(2020)	B								
		R3(2021)									
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「公的広報の作成に関する表現の手引」の周知を図り、前年度に引き続き男女平等の視点に配慮した広報資料等を作成すよう配慮した。	H30(2018)	B	局内掲示板への登録などを活用し、男女参画の視点に配慮した広報を行うよう周知した。	2	今後も引き続き、手引などを活用し、併せて局内の職員へ周知を図る。	建設緑政局(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)			
		R1(2019)	B								
		R2(2020)	B								
		R3(2021)									
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底するよう周知し、男女平等の視点に立った表現で広報資料等を作成すよう配慮した。	H30(2018)	B	男女平等の視点に立った表現で広報資料等の作成を行った。	2	今後も引き続き手引等を活用し、男女共同参画の視点に配慮した広報活動を行うよう周知徹底していく。	港湾局(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)			
		R1(2019)	B								
		R2(2020)	B								
		R3(2021)									

14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	本部内での手引の周知を図り、前年度に引き続き男女平等の視点に配慮した広報資料の作成・発行を行った。	H30 (2018)	B	臨海部紹介パンフレットや「臨海部PR動画」の作成に際しては、内容やイラスト・映像について男女の露出をほぼ等しくするなど、男女平等に配慮し、性差を感じさせないように配慮した。	2	今後も引き続き、広報資料の作成・発行に当たっては、手引等を活用しながら、男女平等の視点に配慮していく。	臨海部国際戦略本部(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
	手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「会計事務ニュースレター」は会計事務についての広報であり、男女平等の視点に配慮する内容ではないが、掲載するイラストについて手ぎに沿うよう配慮し、9月、12月及び3月の年3回発行した。	H30 (2018)	B	掲載するイラストが、男女どちらかに偏らないように配慮した。	2	引き続き、「会計事務ニュースレター」の発行にあたっては、手引を活用し、掲載するイラストについて男女平等の視点に配慮していく。	会計室(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)	
				R1 (2019)						B
				R2 (2020)						B
				R3 (2021)						
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	広報資料の作成に当たり、手引を活用し、男女平等の視点に配慮した。	H30 (2018)	B	引き続き、市政だよりや各種広報資料の作成に当たっては、手引を活用し、男女平等の視点に配慮した表現になるように随時確認を行った。	2	引き続き、市政だよりや各種広報資料の作成に当たっては、手引を活用し、男女平等の視点に配慮する。	川崎区役所(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)		
			R1 (2019)						B	
			R2 (2020)						B	
			R3 (2021)							
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	手引の活用による男女共同参画の視点に配慮するよう必要に応じて回覧等により広報を実施した。	H30 (2018)	B	手引の活用のみならず、男女共同参画の視点に係る通知等を各課へ周知した。	2	引き続き実施していく。	幸区役所(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)		
			R1 (2019)						B	
			R2 (2020)						B	
			R3 (2021)							
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	手引を活用し、男女平等の視点に配慮した広報を実施	H30 (2018)	B	各所属へ手引を周知し、手引に基づく表現での広報資料作成を依頼することで男女共同参画の視点に配慮した	2	手引に基づき配慮した表現による刊行物の作成、発刊、広報を引き続き行う	中原区役所(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)		
			R1 (2019)						B	
			R2 (2020)						B	
			R3 (2021)							
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	各課へ手引の周知を行い男女共同参画の視点に配慮した。	H30 (2018)	B	広報資料作成にあたり、手引の活用を行うよう各課へ周知した。	2	今後も引き続き、各課へ手引の周知を行い、男女共同参画の視点に配慮した広報をしていく。	高津区役所(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)		
			R1 (2019)						B	
			R2 (2020)						B	
			R3 (2021)							
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	所管課へ手引の周知を行い、男女平等の視点に配慮した。	H30 (2018)	B	機会を捉え、所管課へ手引の周知を行い、男女平等の視点に配慮した。	2	引き続き所管課へ手引の周知を行い、男女平等の視点に配慮していく。	宮前区役所(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)		
			R1 (2019)						B	
			R2 (2020)						B	
			R3 (2021)							

14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	男女いずれかに偏った表現にならないよう配慮した広報を実施した。	H30(2018)	B	概ね男女共同参画の視点に配慮することができた。	2	引き続き男女平等の視点に配慮した広報を実施する。	多摩区役所(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
	手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	手引の活用について各課に周知し、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。	H30(2018)	B	広報資料の作成にあたり手引を活用するよう各課に周知し、男女共同参画の視点に配慮した。	2	次年度も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施するよう区役所各課に周知していく。	麻生区役所(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
	手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	年4回新聞折り込み等により広報紙を配布した。	H30(2018)	B	昨年度と同程度の男女平等の配慮を図ることができた。	2	引き続き男女平等の視点に配慮し、年4回の広報紙及び広報に係る資料の作成を継続して行う。	上下水道局(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)	
			R1(2019)	B						
R2(2020)			B							
R3(2021)										
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	交通局報、報道発表・ポスター等の広報資料において、男女平等の視点に立った資料の作成を行った。	H30(2018)	B	資料作成の周知及び広報資料の点検を行い、概ね達成できている。	2	昨年度に引き続き、手引の内容及び男女平等推進の視点に配慮した資料作成を周知したうえで、広報資料の点検を行う。	交通局(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)								
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	看護師募集用のパンフレットのデザインを更新するにあたって、表紙の男女2名の看護師が並んだデザインを掲載するなど、「公的広報の作成に関する表現の手引」等を踏まえて、男女共同参画の視点に配慮して作成した。	H30(2018)	B	男女共同参画の視点に配慮して、広報資料を作成した。	2	次年度も引き続き、広報資料作成時には「公的広報の作成に関する表現の手引」を活用するなど、男女共同参画の視点に配慮して作成する。	病院局(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)								
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	各機関に発信する情報及び刊行物等は、常に男女平等推進の視点に配慮しているかを検証した。	H30(2018)	B	男女共同参画の視点に配慮して、広報資料を作成した。	2	次年度も引き続き、広報資料作成時には「公的広報の作成に関する表現の手引」を活用するなど、男女共同参画の視点に配慮して作成する。	消防局(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)								
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	広報資料の作成にあたり、男女共同参画の視点に配慮した。	H30(2018)	B	男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。	2	引き続き男女共同参画の視点に配慮した広報の実施を推進する。	市民オンブズマン事務局(広報資料作成局)	男女共同参画進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)								
手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「教育だよりかわさき」の作成については、男女平等の視点を踏まえた表現に留意し、作成した。	H30(2018)	B	広報誌の作成にあたっては、男女平等の視点で行うよう配慮した。	2	次年度も引き続き、男女平等推進の視点に配慮し、広報誌を作成していく。	教育委員会事務局(広報資料作成局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)・教育政策室		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)								

14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	男女いずれかに偏った表現にならないよう配慮した広報を実施した。	H30 (2018)	B	概ね男女共同参画の視点に配慮することができた。	2	引き続き男女共同参画の視点に配慮していく。	選挙管理委員会事務局(広報資料作成局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
	手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	管理職会議等で男女共同参画の視点に係る資料を配布し、局内への周知を図った。	H30 (2018)	B	局内へ男女共同参画の視点に係る資料を周知することで、職員の理解を深めた。	2	次年度も引き続き、局内へ男女共同参画の視点に係る資料等を周知し、男女共同参画の視点に配慮する。	監査事務局(広報資料作成局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
		R1 (2019)	B							
		R2 (2020)	B							
		R3 (2021)								
	手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「公的広報の作成に関する表現の手引」について局内に周知するとともに、刊行物の作成にあたっては、差別的表現がないよう配慮をおこなった。	H30 (2018)	B	差別的表現がないよう、男女共同参画の視点に配慮して作成した。	2	引き続き、刊行物の作成にあたっては、手引を活用し、男女平等推進の視点に配慮していく。	人事委員会事務局(広報資料作成局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
		R1 (2019)	B							
		R2 (2020)	B							
		R3 (2021)								
	手引の活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	市議会広報紙「議会かわさき」とポスター、パンフレット等の作成にあたっては、偏りや固定的なイメージにとらわれず文章表現、写真、挿絵等に格差や差別的な表現がないようジェンダーフリーの視点で配慮し、「男女平等推進」への理解と意識の浸透を図った。	H30 (2018)	B	市議会広報紙「議会かわさき」とポスター、パンフレット等の作成にあたっては、前年度に引き続き、格差や差別的な表現がないようジェンダーフリーの視点で配慮しながら作成を行った。	2	引き続き、偏りや固定的なイメージにとらわれず文章表現、写真、挿絵等に格差や差別的な表現がないようジェンダーフリーの視点で配慮するとともに、「男女平等推進」への理解と意識の浸透を図る。	議会局(広報資料作成局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
		R1 (2019)	B							
		R2 (2020)	B							
		R3 (2021)								

(6)市職員の意識改革

男女共同参画の視点に配慮して施策事業を推進するために、市職員を対象とした研修等を実施します。

15	男女平等及び男女平等推進施策への理解を深めるための職員研修を実施します。	階層別研修の実施	階層別研修で男女平等推進等に関する研修を行った。修了者数：新規採用職員研修(331人)、採用2年目職員研修(231人)、採用3年目職員研修(228人)、中堅職員研修(200人)、新任係長研修(181人)、新任課長研修(108人)、任期付職員研修(33人) 上記研修は全て(eラーニング研修) 技能・業務職員研修(19人)	H30 (2018)	B	階層別研修で男女平等の理解を深めるための研修を実施できた。	2	引き続き階層別研修において、男女平等推進等に関する研修を実施します。	総務企画局	行政改革マネジメント推進室
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
	研修等への講師派遣	・各職種別・役職別研修等において、研修主催課の要望に応じて講師派遣を行い。男女平等施策を含む人権全般をテーマにした講義を実施した。 ・令和3年3月4日に、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つとなっている「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」について、加藤秀一教授を講師として講演会を行った(職員とかわさき男女共同参画ネットワーク所属団体会員が参加)	H30 (2018)	B	通常の階層別研修だけではなく、今年度は近年注目が集まっている「アンコンシャス・バイアス」について職員研修を実施することで、市職員の人権意識の向上に努めることができた。	2	引き続き、庁内外への研修等への講師派遣や研修実施を通じ、ジェンダー平等や男女共同参画社会への理解促進を図る。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)							

15	男女平等及び男女平等推進施策への理解を深めるための職員研修を実施します。	社会教育施設職員への研修の実施	男女平等などの人権に関する理解を深める職員研修を実施した。	H30 (2018)	B	男女平等などの人権についての理解を深めるための研修を実施した。	2	次年度も引き続き、社会教育施設職員への研修を推進する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
16	男女共同参画の視点に配慮して事業を推進するために、ポジティブ・アクションへの理解を促進します。	会議や研修を通じた理解促進	・10月9日に開催した「川崎市男女共同参画推進員連絡調整会議」で、ポジティブ・アクションの説明を行った。 ・各事業担当部署から事業における男女共同参画の視点への配慮について問い合わせがあった際は説明を行った。	H30 (2018)	B	男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、積極的は正策を実施する必要性について、市職員の理解促進を行った。	2	引き続き、会議等の場において、ポジティブアクションへの理解促進に向けた説明を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						

(7) 男女平等推進のための統計の実施及び公表

性別により課題やニーズが異なる場合があることに留意し効果的に事業を推進するため、アンケートの実施やデータ把握に努めます。

17	男女平等の理解を深め施策を効果的に推進するために、市民へのアンケート等の調査を実施します。	男女平等に関する市民アンケートの実施(男女共同参画センター調査研究事業)	・平成30年度実施のアンケート結果を基に作成した「データでみるかわさき男女共同参画2020」を、川崎市男女共同参画センターのホームページに公開するとともに、市民への配布を行った。	H30 (2018)	B	アンケート調査結果を広く市民に周知することで、市民が男女共同参画について理解を深めるきっかけとなるよう、努めた。	2	市民向けの啓発資料として、引き続きデータブックの配布・周知を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
18	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計を行った統計調査結果について、男女比率が把握できる資料を公表した。	H30 (2018)	B	統計結果を市ホームページや刊行物等で広く一般に公表した。	2	次年度も引き続き、必要に応じて性別データの把握及び公表に努める。	総務企画局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ、統計情報課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	運動・スポーツに関するアンケート調査や、市民ミュージアムの今後のあり方の検討のための市民アンケート調査、「川崎市文化芸術活動支援奨励金」制度の応募者を対象としたアンケート調査を行った。実施にあたっては、男女共同参画の視点に配慮してアンケートを実施し、必要に応じて性別データの把握に努めた。	H30 (2018)	B	必要に応じて適切に実施した。	2	引き続き、男女平等推進の視点に配慮し、アンケート調査等を実施していく。	市民文化局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	統計調査の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めた。	H30 (2018)	E	統計調査の実施にあたり、必要に応じて性別の項目を設けた。	2	次年度も統計調査実施時に、性別の項目設置を検討する。	経済労働局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努め、公表を行った。	H30 (2018)	B	男女比率の把握し、公表に向けて適切に実施した。	2	次年度も引き続き必要に応じて性別データの把握に努め、公表を行う。	健康福祉局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						

18	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	今年度実施したアンケート調査においては、性別の把握が必要なものについては、性的マイノリティに配慮しつつ、性別データを把握できるよう実施した。	H30(2018)	B	ほぼ目標どおり実施できたため。	2	次年度もアンケート調査を実施する場合は、引き続き、男女共同参画の視点に配慮して実施する。	こども未来局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ企画課、青少年支援室	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)							
		市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	・幸区に在住している18歳以上の個人2,000人(外国人含む)を対象として、令和2年5月20日～6月3日に調査を実施した。 ・有効回収率：64.0%(1,280件)	H30(2018)	B	性別・年齢等、回答者属性をたずねる設問を設定し、回答者の男女比率などのデータを把握した。	2	隔年実施のため、再来年度の実施に向けて検討を行う。	幸区役所(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
				R1(2019)	E						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)							
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	調査実施にあたり、ジェンダー統計の観点に配慮し実施した。	H30(2018)	B	調査実施人あたり、男女別データの把握に努めた。	2	調査実施においては、引き続き、ジェンダー統計の観点に配慮し、必要に応じて性別項目を設け、課題やニーズを把握していく。	中原区役所(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ	
			R1(2019)	E							
			R2(2020)	B							
			R3(2021)								
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	アンケート調査の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めた。	H30(2018)	B	事業アンケートや庁舎に関する市民要望を通じて、性別により異なるニーズを把握した。	2	引き続き男女平等の視点に配慮し、調査等を行う。	高津区役所(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ	
			R1(2019)	B							
			R2(2020)	B							
			R3(2021)								
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	・多摩区に在住している18歳以上の男女個人2,000人(外国人含む)を対象として、令和2年10月22日～11月24日に調査を実施した。 ・有効回収率：52.3%(1,045件)	H30(2018)	B	生活環境の満足度や、区役所が推進する取り組みなどに関する設問を設定し、年齢や性別により異なるニーズがあることを把握した。	2	引き続き、男女平等の視点に配慮しながら、次回実施に向けて、検討を行っていく。	多摩区役所(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ	
			R1(2019)	E							
			R2(2020)	B							
			R3(2021)								
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	市バスお客様アンケート調査を実施した。	H30(2018)	B	市バスお客様アンケート調査は、統計上、男女比率を把握する必要がないことから、性別記載欄を設けていない。	2	お客様アンケート調査を引続き実施し、市バスに対するお客様満足度の把握に努める。	交通局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ	
			R1(2019)	B							
			R2(2020)	B							
			R3(2021)								
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	統計調査やアンケートの実施にあたり、性別データについても把握ができるよう努めた。	H30(2018)	B	統計調査やアンケート結果において、男女平等の視点から現状の把握及び分析を行った。	2	継続して把握、分析を実施していくとともに、必要に応じて、各部署間で共有し、男女平等に留意した事業推進に役立てる。	消防局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ	
			R1(2019)	B							
			R2(2020)	B							
			R3(2021)								
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	令和2年度はかわさき市民アンケートを実施し、性別データについても把握できるよう努めた。	H30(2018)	E	調査結果において男女平等の視点から現状の把握及び分析を行った。また、市民オンブズマン30周年記念誌掲載のほか、市ホームページ等で広く一般に公表した。	2	今後、性別データの把握が必要な調査が生じた場合は把握に努めていく。	市民オンブズマン事務局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ	
			R1(2019)	E							
			R2(2020)	B							
			R3(2021)								

18	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	5月1日調査期日の「市立学校統計調査」において、男女別の児童・生徒数を把握し、公表している。	H30(2018)	B	調査結果を市ホームページで広く一般に公表した。	2	次年度も引き続き、男女平等推進の視点に配慮し、調査を実施していく。	教育委員会事務局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ・教育政策室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	人事行政の適正な運営のため、採用・昇任・勤続年数等における男女比率を調査した。	H30(2018)	B	調査結果をもとに、川崎市職員の人事に関する統計報告を作成した。	2	引き続き、適正な調査のもと、統計報告を作成する。	人事委員会事務局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	市議会広報紙「議会かわさき」のアンケートでは性的マイノリティへの配慮から性別欄を設けていない。	H30(2018)	B	市議会広報紙「議会かわさき」のアンケートでは、性的マイノリティへの配慮から性別欄を設けていないが、格差や差別的な設問がないよう行った。	2	アンケートの実施にあたっては、性的マイノリティへの配慮を念頭に引き続き行っていく。	議会局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						

2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

(8)男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進

女性や男性の様々な悩みや人権侵害に関する相談事業を実施するとともに、性同一性障害に関する相談支援を行います。また、相談窓口の周知に努めます。

19	女性のさまざまな悩みにかかる相談事業を実施します。	男女共同参画センター女性総合相談	ハローウィメンズ110番(電話・面接相談)において、電話相談5,179件、面接相談120件、年間合計5,299件の相談があった。	H30(2018)	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、前年度を上回る相談件数があった。	2	研修等を通じ、引き続き相談の質の向上に努めながら、実施していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
20	男性のさまざまな悩みにかかる相談事業を推進します。	男女共同参画センター男性相談	「男性のための電話相談」を実施し、233件の相談があった。	H30(2018)	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、前年度を上回る相談件数があった。	2	研修等を通じ、引き続き相談の質の向上に努めながら、実施していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
21	男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整等を実施します。	人権オンブズマン制度の実施	男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援を行い、関係機関等と連携して適切に対応した。	H30(2018)	B	男女平等に関わる人権侵害について、適切に対応した。	2	次年度も引き続き、男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援を行い、関係機関等と連携して適切な対応に努める。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズマン担当
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
22	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します	性同一性障害に関する相談支援の実施(児童相談所)	性同一性障害に悩む児童に対し、学校と連携して支援した。	H30(2018)	B	子ども自身の性同一性障害の悩みに対する適切な助言等の支援を行ったため。	2	性同一性障害の児童が、相談に繋がりやすくなるよう、引き続き学校等の関係機関との連携強化を進めていく。	子ども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

22	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します	性同一性障害に関する相談支援の実施	性同一性障害の高校生年齢以上の相談窓口として、本人及び家族からの相談を5件対応した。	H30 (2018)	B	WHO総会にて性同一性障害が精神障害の分類から除外されたことに伴い、本年度より支援者向け研修会は実施を見合わせることにした。	3	精神障害の分類から除外されたことに伴う相談支援体制について、関係機関とも意見交換をしていきたいと考えている。	健康福祉局	総合リハビリテーション推進センターこころの健康課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
	性同一性障害に関する相談支援の実施(教育相談センター・室)	相談支援体制として、一般の電話相談、来所相談、スクールカウンセラーの配置、学校巡回カウンセラーの派遣等を実施し、その内容に応じた心のケアを行うとともに、必要に応じて、関係諸機関との連携を図る。	H30 (2018)	B	性同一性障害に特化した相談だけでなく、その背景を含めて、人権を尊重した視点を大切にした相談業務を心がけた。	2	引き続き、守秘義務の観点も取り入れながら、一人ひとりに寄り添った相談支援体制の充実を図り、心のケアに努めていく。	教育委員会事務局	教育相談センター	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
23	男女平等や人権侵害に関する相談窓口を周知します。	相談窓口の周知広報	女性相談及び男性相談の電話番号・相談日等を記載したカードを作成し、市内公共施設、民間事業者、高校定時制等に配架し、窓口の広報を行った。また、チラシなどの広報物にはQRコードを記載した。	H30 (2018)	B	相談カードの配布を通じて、相談事業の周知を実施した。	2	引き続き、相談事業の周知を図るため、配架先の開拓に努める。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
23	男女平等や人権侵害に関する相談窓口を周知します。	制度等の周知広報	市HP、年度報告書、市政だよりでの広報や広報コーナー、区役所ロビー等でのパネル展示、PR動画放映を行った。また、各種イベントでの相談カードや広報パンフレットの配布のほか、男女共同参画センターと連携し実施している高校生対象ワークショップは新型コロナウイルス感染症禍で中止したが、啓発チラシを作成し全市立高校への配布や、関係機関等との会議を通じ制度周知に努めた。	H30 (2018)	B	男女平等の人権侵害に関する相談窓口等の周知広報に向け、様々な取組を実施した。	2	次年度も引き続き、市HP、年度報告書、市政だより等での広報のほか、区役所等でのパネル展示や各種イベントでの広報物の配布、男女共同参画センターと連携した広報活動等を実施する。また、関係機関等との会議を活用した制度の周知に努める。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
(9)ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進										
「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、被害者への支援とDV防止に向けた取組を進めます。										
24	DV防止・被害者支援基本計画を推進し、配偶者等からの暴力による被害者への支援を実施します。	DV防止・被害者支援基本計画の推進	・令和2年2月に策定した「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、取組を推進した。 ・計画の進捗状況については、2月に庁内調査を実施した。	H30 (2018)	B	計画に基づき進捗管理を行うことで、目標どおりの取組を行うことができた。	2	「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、DV防止・被害者支援の取組を推進していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	A					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						

24	DV防止・被害者支援基本計画を推進し、配偶者等からの暴力による被害者への支援を実施します。	DV防止・被害者支援基本計画に基づく被害者支援の推進	①川崎市DV相談支援センターを中心に相談を行い、被害者の人権擁護及び自立のための支援を行った。②DV被害者支援のため、神奈川県や民間シェルター等への緊急一時保護を実施するとともに、民間団体の運営等への支援を行った。さらに今年度、市内民間団体の支援の拡充を目的に補助金の増額を行った。③「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき施策を推進した。④DVや性暴力による望まない妊娠の相談窓口の周知を進めるため、川崎市DV相談支援センターと妊娠・出産SOSとの合同ポスターの関係機関等や市内鉄道各駅への掲示やカードの配布広報活動を行った。さらに従来の紙媒体でなく、デジタルサイネージやSNS等による広報を行うため、広報動画を作成した。	H30 (2018)	B	「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、DV被害者への支援を行うとともに、様々な媒体を活用した相談機関の広報を行うなど、ほぼ目標どおり実施できたため。	2	「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、DV被害者の人権を擁護し、川崎市DV相談支援センターを中心に関係機関等と連携しながらDV被害者への支援を推進していく。また、DV被害者がより多く相談窓口につながることをできるよう、令和2年度に作成した川崎市DV相談支援センター広報動画を川崎市HPやSNS、アゼリアビジョン、JR南武線トレインチャンネル等へ展開し、周知啓発を行う。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
				R1 (2019)	B						
				R2 (2020)	B						
				R3 (2021)							
25	ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。	啓発物品の作成や配布、DVに対する正しい理解の促進	・DV相談窓口やパープルリボンプロジェクトを広報するファイルを配布した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせ広報コーナーなどで展示・広報を行った。 ・成人の日を祝うつどいのパンフレットにデートDV予防啓発広報を掲載した。	H30 (2018)	B	啓発品の配布や、啓発広報文の掲載によって、DV支援相談窓口の周知や予防啓発に繋がった。	2	引き続き、啓発品の配布を通じた、DV予防や窓口の周知を図る。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1 (2019)	B						
				R2 (2020)	B						
				R3 (2021)							
26	ドメスティック・バイオレンスに関する講座や研修を実施します。	デートDV予防啓発ワークショップの実施	・大学生や専門学校生、中学生を対象とし、デートDV予防啓発ワークショップを実施し、計7回、計494名の参加があった。 ・デートDV予防啓発ワークショップ受講対象の拡大に向け、教員に向けてワークショップの説明を実施した。	H30 (2018)	B	デートDV予防啓発ワークショップを通じて啓発を実施し、被害等の防止を図った。	1	引き続きデートDV予防啓発ワークショップの実施を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1 (2019)	B						
				R2 (2020)	B						
				R3 (2021)							
			関係機関を対象とした被害者支援等に関する研修の実施	「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、被害者支援等に関する研修を実施し、40名の参加があった。	H30 (2018)	B	研修を実施することにより、DV被害者を支援する関係機関の理解を深め、被害者支援を推進したため。	2	DV被害者に対し、関係機関が連携して取り組めるよう、引き続き研修を実施していく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
					R1 (2019)	B					
					R2 (2020)	B					
					R3 (2021)						
(10)様々なハラスメントの防止と被害者支援の推進											
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた取組とともに、相談支援を行います。											
27	ハラスメント防止に向けた啓発パンフレット等の作成や配布、情報提供とともに、被害者への相談支援を行います。	セクハラ、パワハラ、マタハラ、パタハラ防止に向けた男女共同参画センターによる情報提供	・男女共同参画センターのホームページ上にセクシュアル・ハラスメント等の防止に関するwebサイトのリンクを張り、情報発信を行った。	H30 (2018)	B	男女共同参画センターのホームページ上で情報提供を行い、ハラスメント防止を図った。	2	機会を捉え、ハラスメント防止に向けた情報提供を行っている。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1 (2019)	B						
				R2 (2020)	B						
				R3 (2021)							

27	ハラスメント防止に向けた啓発パンフレット等の作成や配布、情報提供とともに、被害者への相談支援を行います。	「かわさき労働情報」「働くためのガイドブック」等による防止に向けた広報	・「かわさき労働情報」において、性別を理由にする差別等について相談できる窓口の案内記事を掲載した。	H30 (2018)	B	女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援に向けた取組を実施した。	2	・引き続き、「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等法や性別を理由にする差別等について相談できる窓口の案内記事等を掲載する。	経済労働局	労働雇用部
			・「働くためのガイドブック」において、男女雇用機会均等法やセクハラ、パワハラについての記事を掲載した。	R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
	労働相談	市内2か所で行っている常設の労働相談のほかに、神奈川県と共催で月1回の弁護士相談・夜間労働相談・年4回の街頭労働相談を開催し、職場で起きたセクハラの問題についても相談を受けた。		H30 (2018)	B	街頭労働相談では女性が話しやすいように女性相談員による相談コーナーを設けた。他の相談においても相談者の状況を理解したうえで中立的な立場から相談を受けることに配慮した。	2	引き続き労働相談業務を継続する。	経済労働局	労働雇用部
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
28	ハラスメントに関する講座や研修を実施します。	男女共同参画センターによる企業等への出前講座	令和2年度は、団体等への出前講座・研修においてセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する依頼が1件あった。	H30 (2018)	B	団体等の依頼に基づき、出前講座を行うことで、啓発に繋がった。	2	出前講座等は依頼に基づき、実施していくとともに、ニーズ把握をしながら講座等の企画を行っている。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
28	ハラスメントに関する講座や研修を実施します。	企業向けLGBTセミナーの実施	・3回連続講座として、令和2年12月17日、令和3年1月15日、同年2月16日に開催し、延べ39人の参加があった。	H30 (2018)	B	・前年度に引き続き、企業実務に詳しい講師を選定した。多様な性やハラスメントに関して、企業関係者に理解を深めてもらうことができた。	2	・開催時間帯（今年度は全て午後3時開催）について、夜間も含めて検討する余地がある。	市民文化局	人権・男女共同参画室(人権班)
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
29	市職員に対しハラスメントの防止に向けた研修等を行うとともに、相談窓口での相談対応を実施します。	階層別研修、「要綱」の周知、相談窓口の周知及び対応の実施	・新規採用職員研修や階層別研修などの機会を通じて、ハラスメントに関する情勢や相談窓口等についての周知を行った。	H30 (2018)	B	ハラスメント防止対策に関する法改正に対応するため、要綱等の改正を行い、相談窓口やハラスメントに関する情勢等についても周知を行った。また、係長級以上の職員を対象に、ハラスメント防止対策研修を開催した。相談窓口では、相談者個々の状況に応じて、事実関係の調査や問題の解決に向けた対応を行った。	2	引き続き、各種研修等を通じてハラスメントの防止に向けた取組を実施するとともに、相談窓口では、相談者個々の状況に応じて適切に対応していく。	総務企画局	人事課
			・相談窓口では、担当職員による一般相談及び弁護士による専門相談を実施した。	R1 (2019)	B					
			・法改正等を踏まえ、要綱及びリーフレットの改正を行った。	R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						

(11)性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進

防止に向けた取組を進めるとともに、関係機関と連携した被害者支援を行います。

30	性暴力及びストーカー等の防止に関する啓発及び被害者への支援を行います。	ポスター掲示等による啓発	内閣府や神奈川県が作成したJKビジネスや人身取引防止に向けたポスター及びリーフレットを、市内各施設で掲示・配架した。	H30(2018)	B	ポスター等の掲示を行うことで、女性に対する暴力被害の啓発に繋がった。	2	引き続き、内閣府が作成する広報物等を市内各施設で配架し、性暴力や売買春根絶に向けた啓発を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
		犯罪被害者等支援相談の実施	犯罪被害者等支援相談を実施し、各種犯罪被害に対し、専門の相談員が面接や電話等により各種支援施策の情報提供を行った。	H30(2018)	B	女性の相談員を配置するなど、性犯罪被害者等が相談しやすい体制により被害者支援を行った。	2	犯罪被害者等支援条例が施行されることにより、犯罪被害者等に対する支援の充実を図っていく。	市民文化局	地域安全推進課
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
30	性暴力及びストーカー等の防止に関する啓発及び被害者への支援を行います。	女性保護事業の実施	川崎市DV相談支援センターを中心に性暴力等を受けた被害者の相談支援に応じ、安全確保が必要な被害者には関係機関と連携して一時保護を行った。	H30(2018)	B	被害女性の訴えを確認しながら、女性の立場に立った支援を行ったため。	2	引き続き関係機関と連携しながら、被害女性の支援をしていく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
31	子どもに対する性暴力・性犯罪被害の防止及び早期発見・早期対応に努めます。	児童虐待防止推進月間を中心とした児童虐待の防止、早期発見に向けた普及啓発活動の実施	新型コロナウイルス感染拡大の影響により各種イベントが縮小されたが、11月の児童虐待防止月間を中心に、虐待のないまちづくりを推進するため、啓発ポスターの掲示等に加え、新たに虐待防止のアニメーション動画を制作するなど積極的な普及啓発に取り組んだ。 また、児童虐待に係る相談体制を充実するため、神奈川県が実施する「かながわ子ども家庭110番相談LINE」に参加し、LINEによる相談窓口を令和2年7月から設置した。	H30(2018)	B	従来からの広報啓発手法に加え、SNS等の電子メディアによる広報を新たに実施するなど効果的な普及啓発を実施した。	2	より効果的な広報啓発に努め、事業内容などを充実させる必要がある。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
		関係機関と連携した児童相談所における虐待相談・通告への対応	児童相談所における相談・通告に対して迅速かつ適切に対応した。また、要保護児童対策地域協議会等を活用し、関係機関と連携しながら児童及び保護者を支援した	H30(2018)	B	関係機関と連携を図りながら、適切な対応と相談支援に努めた。	2	児童虐待の早期発見と早期対応のため、引き続き関係機関と連携していく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
	R1(2019)			B						
	R2(2020)			B						
	R3(2021)									
31	子どもに対する性暴力・性犯罪被害の防止及び早期発見・早期対応に努めます。	人権オンブズパーソン制度(子どもの権利侵害)の推進	子どもからの相談に対し、関係機関等と連携して、迅速・適切に対応した。	H30(2018)	B	子どもに関わる人権侵害について、適切に対応した。	1	次年度も引き続き、子どもからの相談に対し、関係機関等と連携して、適切な対応に努める。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

31	子どもに対する性暴力・性犯罪被害の防止及び早期発見・早期対応に努めます。	小・中学生を対象とした「CAP子どもワークショップ」の実施	説明資料を配付し、担当者に事業の趣旨を伝えた。また、子どもの権利学習（CAPプログラム）こどもワークショップを小学校16校、中学校2校、2080名の児童生徒に対して新型コロナウイルスの影響がある中でも、権利の大切さを教え、安全・安心について理解を深めることができるよう実施した。	H30(2018)	B	平成28年度から中学校も実施対象にしている。令和元年度4校、令和2年度2校で実施した。学年の実態に応じたプログラム（中学校1年生と2、3年生では実施内容が異なる）の実施が定着しつつある。新たな課題でもあるデートDVについても、2校実施した。	2	CAPプログラム、デートDVのプログラムについては、今後も事業の趣旨、効果的な実施方法を伝え、啓発を図る。	教育委員会事務局	教育政策室 人権・多文化共生教育
		区・教育担当を中心とした性暴力被害を含めたさまざまな問題への適切な支援の実施	各区に配置した区・教育担当を中心に、関係機関と連携し、子どもに対する性暴力や性犯罪を含めた問題の把握に努め、速やかに情報共有を行うとともに、その状況に応じて適切に支援を行った。	H30(2018)	B	各区・教育担当が中心となり、状況や必要に応じて学校、区役所、児童相談所、警察等、関係機関が連携して対応し、適切に支援した。	2	今後も、各区・教育担当を中心に関係機関が連携し、子どもに対する性暴力や性犯罪を含めた問題の把握に努め、速やかに対応し、適切に支援するよう努めていく。	教育委員会事務局	指導課
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
	R3(2021)									

3 家庭生活への男性の参画促進

(12)男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進

意識啓発や相談事業等を通じて、男女共同参画について男性の理解の促進を図ります。

32	長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、男性が家庭生活や地域活動に参画できる多様な働き方・生き方について啓発を進めます。	男性向け啓発事業 男女共同参画センターにおける男性向け事業（講座等）の実施 （育休パパとママのための職場復帰セミナー&カフェ）	・育休パパとママのための職場復帰セミナー&カフェを計1回実施し、男性3人、女性3人、合計6人の参加があった。 ・ライフキャリア講座 50代からの生き方講座を開催し、男性延べ25人、女性延べ64人、合計延べ89人の参加があった。	H30(2018)	B	・職場復帰セミナーは両親での参加という形をとることで、男性の理解促進を図った。 ・ライフキャリア講座は、定年退職後に夫婦間で起きる問題点などについて話すなど、夫婦で参加しやすい内容とした。	2	引き続き、男性が働き方や生き方について気付きを得る場の提供を実施する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)								
33	男性のさまざまな悩みにかかる相談事業を推進します。	男女共同参画センター男性相談	再掲目標 I 事業番号20					市民文化局	人権・男女共同参画室	

(13)家事・子育て・介護等家庭生活における男性の主体的な参画の促進

男性が参加しやすいように配慮した講座開催などを通じて、男性の家庭生活への参画を促進します。

34	男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催を通じ、男性の家庭や地域活動への参画を促進します。	男女共同参画センターのイクメン研究所	・男性の育児参画のため、イクメン研究所ジャーナル（年4回）を発行した他、冊子「ちちしるべ」の増刷分を区役所・保育園等に配布した。	H30(2018)	B	男性の家庭や地域活動への参画に向け幅広く周知ができた。	2	引き続き、イクメン研究所メンバー増員に向けた取組も行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)								
35	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。	男女共同参画センターの男性向け事業の男性が参加しやすい企画・実施	・男女共同参画センターが主催するイクメン研究所において、「パパのための子育てサロン」を計5回開催し、延べ計43名の参加があった。	H30(2018)	B	男性向け講座の実施を通じ、男性の家事・子育て等への主体的な参加を促進した。	2	引き続き、男性の家庭・地域参加に向けた講座を開催する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)								

35	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。	両親学級の土曜日、日曜日の開催 川崎市父子手帳の配布	<ul style="list-style-type: none"> 各区において初産婦とそのパートナー等を対象に両親学級を実施した。 平日に区で開催する両親学級に参加できない方を対象に、川崎市看護協会において年7回（土曜日）、川崎市助産師会において年11回（日曜日）両親学級を実施した。市助産師会で実施した11回のうちの3回は、新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインで開催した。 母子健康手帳交付時に、妊産婦のメンタルヘルスや父親の積極的な育児参加の普及啓発のため父子手帳等を配布した。 	H30(2018)	B	男女共同参画の理解の促進に向け、計画していた取組を実施したため。	2	<ul style="list-style-type: none"> 次年度も引き続き両親学級を開催するとともに、就労している妊婦や父親のニーズを踏まえ、休日の開催を継続する。 次年度も引き続き父親が妊娠・出産・育児に関心を持てるよう父子手帳の配布を行う。 	こども未来局	こども保健福祉課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
36	男性の参加促進など男女共同参画の視点に立った介護教室等を実施します。	男性の参加促進に配慮した介護教室等の実施	男女共同参画の視点から、市・区における様々な機会を活用して男性にも参加を促すよう、積極的にPRを行った。	H30(2018)	B	男女共同参画の視点から、適切に実施することができた。	2	今後も、誰もが参加しやすい講座の開催に向け、取組を推進する。	健康福祉局	健康増進課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
	男性の参加促進など男女共同参画の視点に立った介護教室等を実施します。	男性の参加促進に配慮した、認知症家族介護教室の実施	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、企画していた認知症講演会は中止とした。代替対応として、講座参加申込者には啓発用資料を送付した。	H30(2018)	B	企画していた講演会は中止となったが、参加申込者には認知症啓発用の資料を送付した。	2	男女の共同参加の視点にたつて、認知症の正しい理解の普及啓発に取り組む。	川崎区役所	地域支援課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	E					
				R3(2021)						
	男性の参加促進など男女共同参画の視点に立った介護教室等を実施します。	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症予防対策を周知しながら、体操・ウォーキンググループや閉じこもり予防を目的とした56の自主グループ活動の支援を実施した。 男性ボランティアが中心に活躍されているグループもあり、男性の地域活動参加のきっかけとなっている。 	H30(2018)	B	自主グループ活動は女性の参加者やボランティアが多い傾向ではあるが、男性ボランティアが中心となり開催するサロンも発足している。男性参加の促進となっている。	2	引き続き実施する。	幸区役所	地域支援課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	認知症介護教室は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。介護者の会は3回実施し、男性介護者は6名参加した。	H30(2018)	B	男女とも参加しやすいよう、講師の選定や内容を検討した。	2	関係機関・団体の協力により積極的に広報するとともに、介護について困っている区民が男女の別なく参加しやすいよう、関係機関等と連携しながら行う。	中原区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	家族介護者支援講演会を実施した。	H30(2018)	B	男女共に参加があり、自主活動をする区内介護者の会の参加へと繋がるきっかけとなった。また、グループワークを通じ介護者同士交流が図れた。【男女平等に配慮した点】参加募集に際しては男女共に幅広く参加できるようチラシ配布や市政だよりを活用し広報をした。	2	今年度同様に講演会を実施し男女共に幅広く参加できるように広報する。	高津区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							

36	男性の参加促進など男女共同参画の視点に立った介護教室等を実施します。	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	新型コロナウイルス感染症に関する状況を鑑み、教室の実施を見送った。	H30(2018)	B	新型コロナウイルス感染症に関する状況を鑑み、教室の実施を見送った。	5	感染症対策を講じつつ、男女の区別なく教室等に参加できるよう広報や事業内容を検討し取り組む。	宮前区役所	地域支援課
				R1(2019)	A					
				R2(2020)	E					
		男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	広報用チラシの作成・配架、ホームページの作成などを行い、男女平等推進や参画を意識した事業計画を立案し、周知を行ったが、緊急事態宣言の延長、コロナ禍でやむなく事業を中止した。	H30(2018)	B	市政だよりなどで広報した際には、申し込み1日で10件近くに及ぶ希望があったが、新型コロナウイルス感染防止及び緊急事態宣言の延長により事業が中止となった。	2	コロナ禍に伴う少人数での運営体制を工夫し、事業計画を立案。男女平等参加促進に向けた情報提供や、運営を継続的に実施していく。	多摩区役所	地域支援課
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	学習会や座談会を年6回計画したが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、年度初回は中止。以降は感染防止対策に留意し5回開催した。介護者及びボランティアとの交流により、精神的負担の軽減ができた。また介護者が具体的なケアの方法や最新の情報が得られた。	H30(2018)	B	男女平等の視点に立ち、介護教室などを実施することができた。	2	今後も固定的な役割意識にとられない男女平等の視点で実施していく。男女共に幅広く参加できるよう広報する。	麻生区役所	地域支援課
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
				R3(2021)						

(14)男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

37	男性の子育て参加の促進など男女共同参画の視点に立った家庭教育支援事業を推進します。	家庭教育支援事業の推進	教育文化会館・市民館における「家庭・地域教育学級」の実施にあたっては、男女が共同して子育てする視点を持つことを意識して行った。	H30(2018)	B	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進につながる事業を実施した。	2	次年度も引き続き、男女共同参画の視点に立った家庭教育支援事業を推進する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

事業番号	事業	事業概要	令和2(2020)年度実績			年度ごとの達成度(男女共同参画の視点に配慮した事業の推進度)		今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署
			年度	達成度	達成度を選択した理由	年度	達成度				
II 働く場における男女共同参画の推進											
4 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大											
(15)審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進											
審議会等委員に占める女性の割合について調査を実施し現状を把握するとともに、推薦団体への働きかけなど目標達成に向けて取り組みます。											
38	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和3(2021)年度までに40%となるようめざします。	事前協議、参加状況調査、プラスワンキャンペーン等取組実施	・新規設置及び改選を行う審議会所管対象課と事前協議を行い女性参加促進を働きかけた。 ・全審議会等を対象にした参加状況調査を実施し、現状把握及び課題の検討を行った。 ・改選を行う審議会等を対象に女性候補者確保に向けた手法の情報提供を行った。 ・年度末から「目標最終年度☆審議会等委員への女性の参加促進強化期間」を開始し、目標達成に向けた庁内働きかけを促進している。	H30(2018)	C	令和2年度女性比率は31.1%と、令和元年度の31.2%から0.1ポイント減となっている。	1	令和3年度は目標最終年度となることを踏まえ、比率向上に向けた働きかけを促進していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	C						
				R3(2021)							
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：19.2%		H30(2018)	D	令和2年度19.2%であり、前年度と比較すると数値は1.1%低下しており、引き続き取組を推進していく必要がある。	1	引き続き局内所管の審議会等委員の女性比率の向上を目指すよう要請していく。	総務企画局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
				R1(2019)	D						
				R2(2020)	D						
				R3(2021)							
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：31.8%		H30(2018)	D	令和2年度は31.8%となり、前年度の28.0%から3.8%向上した。依然として目標値の40%まで8.2%開いているが、改善が進んでいる。	1	改選の際に女性比率が向上するよう事前協議を通じて働きかける。	財政局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
				R1(2019)	D						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)							
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：37.1%		H30(2018)	C	令和元年度は33.1%であり、前年度から比率が4%増加したものの、目標達成まで2.9%の開きがある。	1	委員を選任する際には、男女比に配慮し、女性比率の向上に努めるよう、局内各課に周知していく。	市民文化局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)							
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：26.4%	局内各課が委員の選任を行う際には、庶務課で男女比の確認を行い、女性比率を向上するよう働きかけた。また、本市人権・男女共同参画室からの情報に基づき、局内各課へ情報提供を行った。	H30(2018)	D	情報提供し比率向上に向け働きかけ、前年同程度であったが、目標値まで10%以上の開きがある。	1	局内各課に対し、審議会等における委員選任時の女性比率を向上するよう働きかけていく。また、男女共同参画に関する積極的な情報提供を行っていく。	経済労働局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
				R1(2019)	D						
				R2(2020)	D						
R3(2021)											
38	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和3(2021)年度までに40%となるようめざします。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：17.9%	H30(2018)	D	前年度から比率が1.1%減少し、目標達成まで22.1%の開きがある。	1	委員の専門分野に女性研究者が少ない等の課題があるが、改選の機会において早期の働きかけを行うなど、女性比率向上に向けた取組を行う。	環境局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
				R1(2019)	D						
				R2(2020)	D						
				R3(2021)							

38	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和3(2021)年度までに40%となるようめざします。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：33.1% 前年度からのポイント増減はなかった。 ・審議会等の新規設置及び改選の際は、審議会等所管局と事前協議を実施した。	H30 (2018)	C	前年度から比率が変わらなかったものの、目標達成まで6.9ポイントの開きがある。	2	女性参加促進に関する事例の情報提供や事前協議の時期の検討を行い、比率向上に向けた取組を引き続き行う。	健康福祉局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	C						
			R3 (2021)							
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：41.8%	H30 (2018)	B	目標通り達成できた。	2	前年度比で減少しないよう、次年度も男女比に配慮していく。	こども未来局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)							
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：29.3% 審議会等委員を選任する際には、女性比率が向上するよう所管局に働きかけ、女性委員の参加向上に努めた。	H30 (2018)	B	前年度から比率が2.6ポイント減少したが、目標達成まで10.7ポイントの開きがある。	1	職に対する委員選任もあり難しいが、引き続き女性委員の参加向上に努めていく。	まちづくり局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
R1 (2019)			B							
R2 (2020)			D							
R3 (2021)										
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：31.7%	H30 (2018)	D	前年度から比率が3.1ポイント上昇し、目標達成にまだ開きがある。	2	委員改選のタイミングを活用し、引き続き、女性委員の選任依頼を行っていく。	建設緑政局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)		
		R1 (2019)	D							
		R2 (2020)	B							
		R3 (2021)								
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度の数值は19.4%となり、前年度の11.1%より8.3ポイント向上した。	H30 (2018)	D	女性比率が19.4%であり、目標達成まで10ポイント以上の開きがある。	1	引き続きさらなる女性委員の比率向上に努める。	港湾局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)		
		R1 (2019)	D							
		R2 (2020)	D							
		R3 (2021)								
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：0%	H30 (2018)	E	推進方策や評価に関する意見聴取を実施するため、臨海部ビジョン策定に携わった学識者で構成されており、委員の追加変更などの機会がなかった。	2	懇談会の議題に沿って、現任の学識経験者など関係者に早期から女性学識者の紹介を働きかける。	臨海部国際戦略本部(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)		
		R1 (2019)	E							
		R2 (2020)	D							
		R3 (2021)								
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：32.3%	H30 (2018)	D	前年度から女性比率が3.3パーセント向上した。	1	引き続き、女性比率の向上に努めていく。	川崎区役所(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)		
		R1 (2019)	D							
		R2 (2020)	B							
		R3 (2021)								
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：56.5% 前年度の52.2%から4.3ポイント向上した。	H30 (2018)	A	前年度から比率が4.3ポイント増加しており、目標の40ポイントも昨年度に引き続き達成している。	2	引き続き、実施していく。	幸区役所(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)		
		R1 (2019)	A							
		R2 (2020)	A							
		R3 (2021)								

38	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和3(2021)年度までに40%となるようめざします。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度28.3%	H30 (2018)	A	男女共同参画の視点に基づく配慮について所管課に働きかけを行い、女性委員の参加比率向上に努め、前年度23.7%から今年度は4.6%増加した	2	女性委員の参加比率向上に向けて、川崎市男女平等推進行動計画を周知するとともに、女性比率が向上するよう審議会を所管する所属課へ働きかけを行う	中原区役所(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
			R1 (2019)	D						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：41.8%	H30 (2018)	D	前年度から比率が1.8ポイント減少したが、目標である40%を達成している。	2	審議会等の委員の選任にあたっては、男女共同参画の視点を持って取り組むよう各課に周知し、比率向上に配慮する。	高津区役所(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
			R1 (2019)	A						
R2 (2020)			A							
R3 (2021)										
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：38.5%	H30 (2018)	C	女性の参加比率が上がったため。	2	引き続き審議会等において、男女共同参画の視点を持って取り組むよう各課に周知・共有していく。	宮前区役所(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)		
		R1 (2019)	C							
		R2 (2020)	B							
		R3 (2021)								
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：19.2%	H30 (2018)	D	前年度から比率が4.8ポイント減少し、目標達成まで20.8ポイントの開きがある。	2	女性参加促進に関する好事例の情報提供や、事前協議時期の検討を行い、比率向上に向けた取組を行う。	多摩区役所(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)		
		R1 (2019)	D							
		R2 (2020)	D							
		R3 (2021)								
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：52.4%	H30 (2018)	A	昨年度に引き続き、目標の40%を達成した。	2	改選の際に女性比率が向上するよう各課に働きかけていく。	麻生区役所(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)		
		R1 (2019)	A							
		R2 (2020)	A							
		R3 (2021)								
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：31.3%	H30 (2018)	B	前年度から比率が2.7ポイント増加したものの、目標達成まで8.7ポイントの開きがあるため。	1	審議会等委員選任時には、有識者及び各団体へ男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、女性委員の比率向上について配慮していただくよう依頼するなど、引き続き女性の登用に努めていく。	上下水道局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)		
		R1 (2019)	B							
		R2 (2020)	B							
		R3 (2021)								
38	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和3(2021)年度までに40%となるようめざします。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：42.9%	H30 (2018)	A	令和3年度までの目標である「40%」を既に達成している。	2	今後も比率を下げることなく、女性参加促進の取り組みを続けていく。	交通局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)							
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：22.2%	H30 (2018)	D	前年度と比較して7.2%減少した。	1	引き続き、男女比に配慮し、各団体へ女性委員の推薦を依頼していく。	病院局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
			R1 (2019)	D						
R2 (2020)			D							
R3 (2021)										

38	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和3(2021)年度までに40%となるようめざします。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：4.9%	H30 (2018)	D	目標達成まで10%以上の開きがある。	2	引き続き、比率を下げることなく、各審議会等へ女性委員の推薦を依頼していく。	消防局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
			R1 (2019)	D						
			R2 (2020)	D						
			R3 (2021)							
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：50%	H30 (2018)	A	令和3年度までの目標である「40%」を既に達成している。	2	今後も女性参加促進の取組を続けていく。	市民オンブズマン事務局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
		R1 (2019)	A							
		R2 (2020)	A							
		R3 (2021)								
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：35.3%	H30 (2018)	C	審議会等委員選任時には、各団体に女性委員の推薦について配慮していただくよう依頼する。	1	引き続き比率向上に向けた取組を行う。	教育委員会事務局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
		R1 (2019)	C							
		R2 (2020)	B							
		R3 (2021)								
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和2年度：26.7%	H30 (2018)	C	今年度委員の改選があり、女性委員が1名増え4名となった。	1	明るい選挙推進協議会の推薦団体に偏りがなく、当該団体から委員を選出いただく際に、いかにして女性比率の向上を図るかが課題である。	選挙管理委員会事務局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
		R1 (2019)	C							
		R2 (2020)	C							
		R3 (2021)								
39	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会等の所管部署への働きかけの実施	女性委員ゼロの女性の参加状況調査」実施及び報告の際は、女性委員ゼロの審議会等をなくするという目標について周知を図った。 ・女性委員がゼロの審議会等の事前協議では、目標を再確認し早期の解消を働きかけた。	H30 (2018)	D	令和2年度女性委員ゼロの審議会の数は、前年度21から1減少し19となった。	1	女性委員ゼロの審議会等の解消に向け、まずゼロの審議会等を増やさない機会をとらえて周知していく。ゼロとなっている審議会等については、改選の際に解消できるよう事前協議を通じて働きかける。	市民文化局	人権・男女共同参画室
			R1 (2019)	D						
			R2 (2020)	D						
			R3 (2021)							
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和2年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会は0件であり、目標を達成している。	2	この状況を維持できるように、引き続き審議会を所管する所属に要請していく。	総務企画局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
		R1 (2019)	A							
		R2 (2020)	A							
		R3 (2021)								
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和2年度：0	H30 (2018)	B	女性委員ゼロの審議会が無くなったため。	1	引き続き、審議会等の委員改選の際には事前協議を通じて女性比率向上を働きかける。	財政局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
		R1 (2019)	B							
		R2 (2020)	A							
		R3 (2021)								
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和2年度：1	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会が1のため。	1	引き続き、委員を選任する際は女性委員の選出について配慮するよう局内各課に周知し、目標達成に向けて努める。	市民文化局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
		R1 (2019)	A							
		R2 (2020)	B							
		R3 (2021)								

女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数令和2年度：1 局内各課が委員の選任を行う際には、女性委員の選任を働きかけた。また、本市人権・男女共同参画室からの情報に基づき、局内各課へ情報提供を行った。	H30(2018)	B	情報提供し女性委員選任に向け働きかけたが、目標の達成に至らなかった。	1	局内各課に対し、審議会等における委員選任時の女性委員選任を働きかけていく。また、男女共同参画に関する積極的な情報提供を行っていく。	経済労働局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
			R1(2019)	C						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
		女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数令和2年度：0	H30(2018)	C	改選の機会において早期の働きかけを行うなど、女性委員ゼロの審議会をなくすことができた。	2	引き続き、委員を選任する際は女性委員の選出について配慮するよう局内各課に周知し、目標達成に努める。	環境局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
			R1(2019)	A						
			R2(2020)	A						
			R3(2021)							
		女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数令和2年度：6 ・各課へ女性委員ゼロの審議会をなくすための取組を各課へ周知を行った。	H30(2018)	C	前年度より女性委員ゼロの審議会数が2増加した。	2	次年度も引き続き、女性委員ゼロの審議会をなくすために取組を推進する。	健康福祉局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
			R1(2019)	C						
			R2(2020)	C						
			R3(2021)							
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数令和2年度：0	H30(2018)	B	目標通り達成できたため。	2	引き続き、女性委員の選出について配慮を行うよう指導を行っていく。	こども未来局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	A							
		R3(2021)								
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数令和2年度：4 審議会等委員を選任する際には、所管課に働きかけ、女性委員の参加向上に努めた。	H30(2018)	C	女性委員の参加向上を促したが、条件に合う委員がおらず、女性委員ゼロの審議会がなくならなかった。	1	職に対する委員選任もあり難しいが、引き続き女性委員の参加向上に努めていく。	まちづくり局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
		R1(2019)	C							
		R2(2020)	C							
		R3(2021)								
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数令和2年度：1	H30(2018)	B	女性委員ゼロの審議会数が、前年度から改善したものの、目標達成には至らなかった。	2	学識経験者が少ない現状があるが、現委員にも働きかけながら女性委員の選任に取り組む。	建設緑政局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
		R1(2019)	C							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)								
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数令和2年度：0	H30(2018)	A	女性委員ゼロの審議会がなく、目標が達成できたため。	2	引き続き女性委員がゼロの審議会が発生しないように努める。	港湾局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
		R1(2019)	A							
		R2(2020)	A							
		R3(2021)								
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数令和2年度：1	H30(2018)	E	推進方策や評価に関する意見聴取を実施するため、臨海部ビジョン策定に携わった学識者で構成されており、委員の追加変更などの機会がなかったため。	2	懇談会の議題に沿って、現任の学識経験者など関係者に早期から女性学識者の紹介を働きかける。	臨海部国際戦略本部(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
		R1(2019)	E							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)								
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数令和2年度：0	H30(2018)	A	広報資料の作成にあたり手引きを活用するよう各課に周知し、男女共同参画の視点に配慮した。	2	次年度も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施するよう区役所各課に周知していく。	川崎区役所(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
		R1(2019)	A							
		R2(2020)	A							
		R3(2021)								

39	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和2年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会がなく、目標は達成している。	2	引き続き、実施していく。	幸区役所 (審議会等 所管局)	男女共同 参画推進 員所属課 (庶務担当 課)
				R1 (2019)	A					
				R2 (2020)	A					
				R3 (2021)						
		女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和2年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会が設置されないよう審議会の所管課へ女性委員の選考について依頼した。	2	審議会を所管する所属課へ女性委員ゼロの審議会が設立しないよう、引き続き男女共同参画の視点に基づいた配慮に関し周知を行う。	中原区役所 (審議会等 所管局)	男女共同 参画推進 員所属課 (庶務担当 課)
				R1 (2019)	A					
				R2 (2020)	A					
				R3 (2021)						
		女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和2年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会がなく、目標を達成している。	2	引き続き、実施していく。	高津区役所 (審議会等 所管局)	男女共同 参画推進 員所属課 (庶務担当 課)
				R1 (2019)	A					
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)							
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和2年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会はなかったため。	2	引き続き審議会等において、男女共同参画の視点を持って取り組むよう各課に周知・共有していく。	宮前区役所 (審議会等 所管局)	男女共同 参画推進 員所属課 (庶務担当 課)	
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)							
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和2年度：1	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会件数0件を達成できなかった。	1	女性委員ゼロの審議会件数0件を目指す。	多摩区役所 (審議会等 所管局)	男女共同 参画推進 員所属課 (庶務担当 課)	
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和2年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会はゼロであり、目標を達成している。	2	引き続き、改選の際などに女性委員ゼロの審議会としないよう各課に働きかけていく。	麻生区役所 (審議会等 所管局)	男女共同 参画推進 員所属課 (庶務担当 課)	
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)							
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和2年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会がなく、目標を達成しているため。	2	引き続き審議会等委員選任時には、男女共同参画に関する視点を持ち、女性参加促進の取り組みを続けていく。	上下水道局 (審議会等 所管局)	男女共同 参画推進 員所属課 (庶務担当 課)	
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)							
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和2年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会がゼロだけでなく、女性比率も高比率を維持できている。	2	今後も女性委員ゼロの状況をつくらないよう、女性参加促進の取り組みを続けていく。	交通局(審議会等所管局)	男女共同 参画推進 員所属課 (庶務担当 課)	
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)							
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和2年度：0	H30 (2018)	A	委員の改選を行ったところもあるが、女性の委員が1名以上入るように調整した結果、女性委員ゼロの審議会はゼロであり、目標を達成している。	2	引き続き、男女比に配慮し、各団体へ女性委員の推薦を依頼していく。女性委員の推薦を依頼していく。	病院局(審議会等所管局)	男女共同 参画推進 員所属課 (庶務担当 課)	
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)							

39	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数令和2年度：3	H30(2018)	C	職務の指定であつたり、危険物やコンビナート関係で女性学識経験者が少ないことから、現状は変わっていない。	2	今後も女性委員ゼロの審議会の数を減らすことなく、引き続き、女性参加促進の取組みに最大限努める。	消防局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R1(2019)	C					
				R2(2020)	C					
				R3(2021)						
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数令和2年度：0	H30(2018)	B	女性委員ゼロの審議会はなく、目標を達成している。	2	引き続き女性委員ゼロの審議会件数0件を維持する。	市民オンブズマン事務局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
			R1(2019)	A						
			R2(2020)	A						
			R3(2021)							
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数令和2年度：1	H30(2018)	B	川崎市橋樹官衛遺跡群調査整備委員会の調査部会が前年度同様、6名全員が男性で、女性委員が0である。	2	引き続き、目標達成に向けて努める。	教育委員会事務局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数令和2年度：0	H30(2018)	A	明るい選挙推進協議会の推薦団体に偏りが無いような団体構成を継続する。	2	明るい選挙推進協議会の推薦団体に偏りが無いよう団体構成しつつ、当該団体から委員を選出いただく際に、いかにして女性比率の向上を図るかが課題である。	選挙管理委員会事務局(審議会等所管局)	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)	
			R1(2019)	A						
			R2(2020)	A						
			R3(2021)							

(16)女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進

市役所において、女性職員のキャリア形成や働きやすい環境づくり、意欲向上に向けた取組を進めます。

40	女性活躍推進特定事業主行動計画に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	メンター制度の導入 ハラスメント防止に関する取組など	・女性のキャリア形成を支援する取組として、メンター制度の実施、女性活躍推進(職員向け)に関する研修、各局における局長級と女性職員とのオフサイトミーティングを実施した。	H30(2018)	B	女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに向け、計画に基づいた取組を実施した。	2	メンター制度、先輩職員と若手職員との意見交換会、女性活躍推進に関する研修等の実施を継続する。	総務企画局	人事課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
40	女性活躍推進特定事業主行動計画に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	ハラスメント防止に関する取組など	自主考査および局内実施のハラスメント研修等を通し、ハラスメントへの意識の向上に取り組んだ。	H30(2018)	B	ハラスメントについて改めて確認し、防止に向けた意識の改善を促せた。	2	引き続きハラスメント防止に努め、ハラスメントが起こらない土壌づくりを推進していく。	上下水道局	庶務課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
40	女性活躍推進特定事業主行動計画に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	ハラスメント防止に関する取組など	研修、自主考査等の機会を活用し、ハラスメント防止について啓発を行った。	H30(2018)	B	研修、自主考査等の機会を活用し、ハラスメント防止について啓発を行った。	2	引き続き、ハラスメント防止に係る啓発を行う。	交通局	庶務課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
40	女性活躍推進特定事業主行動計画に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	ハラスメント防止に関する取組など	自主考査等の機会を活用し、ハラスメントに対する正しい知識と見解を深め、その防止に向けた職員の意識改善を図った。	H30(2018)	B	様々なハラスメントについて、改めて局内で確認し、防止に向けた意識の改善を促せた。	2	引き続き、ハラスメント防止について、職員の意識改善を図っていく。	病院局	総務部庶務課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

40	女性活躍推進特定事業主行動計画に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	女性活躍推進に関する取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・局内研修において、女性活躍推進研修を実施し、キャリア形成や働きやすい環境について男性管理職と交えて意見交換を実施した。 ・グルカワライブラリに、女性活躍推進特定事業主行動計画や女性職員相談窓口、育児介護支援制度について掲載し、周知した。 ・育児休業復帰後に早急に面談を行い、本人の意向を確認し仕事と子育ての両立に向けて取り組んだ。 	H30(2018)	B	女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに向け、計画に基づいた取組を実施した。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・局内研修において、女性活躍推進研修を実施し、女性のキャリア形成支援や働きやすい環境作りを推進する。 ・コロナ禍において、研修の開催方法の変更が予想されることから、育児介護支援制度や女性職員相談窓口等周知するものの電子化を図る。 ・育児休業復帰後に面談を行い、仕事と子育ての両立に向けて取り組む。 	消防局	人事課	
		ハラスメント防止に関する取組など	<ul style="list-style-type: none"> 職員の服務規律の確保と公務員倫理の確立について、厳正な服務規律の確保、法律の遵守を行うとともに、良好な職場環境の維持及び醸成に全力を挙げて取り組むよう教育長名にて通知した。 併せて、管理職会議で議題としてとりあげた。 	H30(2018)	B	職場内での周知徹底を指示した。	2	引き続き、職員の服務規律の確保に向けて、働きかけを行っていく。	教育委員会事務局	庶務課	
		ハラスメント防止に関する取組など	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職会議及び課内会議でハラスメント防止に向けた話し合い等を行い、局内へ内容の周知を行った。 ・ハラスメント防止に関する研修の受講を積極的に推奨した。 	H30(2018)	B	<ul style="list-style-type: none"> ・課内会議でのハラスメント防止の確認 ・各種ハラスメントについての理解が深まるよう、研修資料等の局内回覧の実施。 	2	引き続き局内への理解が深まるよう取り組む。	選挙管理委員会事務局	選挙課	
		ハラスメント防止に関する取組など	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職会議でハラスメント防止に向けた話し合い等を行い、各課内へ内容の周知を行った。 ・ハラスメントに関連する研修への受講を積極的に促し、研修資料を局内へ回覧することで、ハラスメント防止に関する理解を深めた。 	H30(2018)	B	ハラスメント防止に関する局内への周知等を積極的に行った。	2	引き続き、局内への理解が深まるよう取り込む。	監査事務局	行政監査課	
		ハラスメント防止に関する取組など	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市職員のセクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」を周知した。 ・ハラスメントに関する研修や会議等の参加を積極的に促した。 	H30(2018)	B	ハラスメントに関する研修や会議の機会を周知した。	2	引き続き、研修や会議の機会を周知し、職員の理解が深まるよう努める。	人事委員会事務局	調査課	
		ハラスメント防止に関する取組など	<ul style="list-style-type: none"> 早朝管理職会議の場において、ハラスメントに関する新聞記事を活用して意見交換を行い、その防止に向けた意識啓発をした。 	H30(2018)	B	男女平等推進及び女性活躍推進の観点から取組を実施した。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	議会局	庶務課	
	41	女性活躍推進特定事業主行動計画に基づき、職員の意欲・満足感を向上させるため、現状を把握・分析し、職員が適正に評価される制度の充実や管理職への研修を実施します。	職員向けアンケートの実施 管理職への研修意欲を向上させるための評価制度の見直し検討など	<ul style="list-style-type: none"> 働き方についてのアンケート調査を実施するとともに、女性活躍推進に関する研修（管理・監督者向け）を実施した。 	H30(2018)	B	職員の意欲・満足感の向上に向け、計画に基づいた取組を実施した。	2	引き続き、職員アンケート等による現状把握・課題の分析を行い、実効性のある取組を推進するとともに、管理職の意識啓発等を実施する。	総務企画局	人事課
					R1(2019)	B					
					R2(2020)	B					
					R3(2021)						

42	課長級職員に占める女性割合が、令和3年度までに30%になるようめざします。	数値目標 元県費職員も含む	課長級職員に占める女性の割合 令和2年度数値：24.5% (令和3年4月1日時点)	H30 (2018)	B	取組により割合は上昇傾向だが、前年比では微減(▲0.5ポイント)となった。	2	令和3年度(令和4年4月1日時点)までに目標達成に向けて、引き続き、女性の登用に努めていく。	総務企画局	人事課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	C					
				R3 (2021)						
43	小学校・中学校の校長、教頭に占める女性の割合の向上をめざすとともに、高等学校の校長、教頭については、女性がいない状況の早期解消に努めます。	H29 小学校:40% 中学校:15% 高校:0% 特支:70%	【校長・教頭の女性比率】 令和2年度 小学校:40.6% 中学校:18.0% 高等学校:5.6% 特別支援学校:45.4%	H30 (2018)	C	前年度と比較して、特別支援学校は女性率が微減し、中学校と高校は同程度である。割合の多い小学校が微増のため、全体の女性比率も微増となった。	2	目標値の達成を目指し、引き続き全校種において校長・副校長・教頭の女性登用に努めていく。	教育委員会事務局	教職員人事課
				R1 (2019)	C					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
44	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	管理・監督者による適切な指導、助言等を実施した。	H30 (2018)	B	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を実施した。	2	引き続き管理・監督者による適切な指導、助言等の実施をする。また、外部派遣機関への職員の派遣を実施する。	総務企画局	人事課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
44	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長昇任選考の受験率向上に向け、管理職に対象者へ直接案内するよう周知した。	H30 (2018)	B	対象者へ積極的な受験を呼びかけるよう管理職へ周知した。また、係長職の女性比率を上げ、活躍している女性を身近で感じる機会が増えたことにより、女性の昇任への意識醸成を図れた。	2	引き続き、取組を継続して取り組んでいく。	上下水道局	庶務課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
44	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長昇任選考受験について、管理職会議等を活用しつつ、対象者に対して所属長から個別に案内する等、積極的な周知と勧奨を行った。	H30 (2018)	B	係長昇任選考受験について、管理職会議等を活用しつつ、対象者に対して所属長から個別に案内する等、積極的な周知と勧奨を行った。	2	引き続き、昇任選考受験に係る受験意識の醸成を図る。	交通局	庶務課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
44	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長選考受験について、積極的な周知と勧奨を行った。	H30 (2018)	B	対象者へ積極的な受験の周知と勧奨を行った。	2	引き続き、対象者に対し積極的に周知・勧奨を行い、女性の昇任への意識醸成を図っていく。	病院局	総務部庶務課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
44	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	採用試験(消防士)における女性の確保に向けた取組の実施 係長昇任選考受験率向上の取組	・大学や専門学校等における採用説明会及び関係機関が実施する女性活躍推進イベントの際に、採用広報を展開した。 ・係長昇任選考受験資格者に対しグルカワ便を活用して試験実施を周知し、局内における女性活躍推進研修の際に、係長級女性職員と交流する機会を設けた。 ・消防大学校及び消防学校における女性活躍推進研修等の情報について周知を行った。	H30 (2018)	B	・採用試験(消防士)における女性の確保に向けた取組を計画に基づき実施した。 ・係長昇任選考受験率向上にむけ、計画に基づき実施した結果、受験者確保につながった。 ・消防大学校、消防学校における女性活躍推進研修等に女性職員が参加した。	2	・採用広報を展開し、より効果的な女性確保のための説明会を開催することで女性の受験生確保に努める。 ・係長昇任選考受験資格者に対する周知を行う。 ・自治大学校及び消防学校等の情報について周知を行い、希望者に対して局内選考を行い派遣する。	消防局	人事課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						

44	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長昇任選考受験について、積極的な周知と勧奨を行った。	H30 (2018)	B	対象者へ積極的な受験を呼びかけた。	2	引き続き、積極的な受験を図れるよう、働きかけを行っていく。	教育委員会事務局	庶務課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
44	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長昇任選考受験について、積極的な周知と勧奨を行った。	係長昇任選考受験について、積極的な周知と勧奨を行った。	H30 (2018)	B	令和2年度は、女性に係長昇任選考対象者がいなかったが、対象者へ積極的な受験を呼びかけた。	2	引き続き対象者に対し係長昇任選考の受験勧奨を行っていく。	選挙管理委員会事務局	選挙課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
44	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長昇任選考受験について、管理職会議等を活用しつつ、対象者に対しては直接案内をする等、積極的な周知と勧奨を行った。	係長昇任選考受験について、管理職会議等を活用しつつ、対象者に対しては直接案内をする等、積極的な周知と勧奨を行った。	H30 (2018)	B	積極的な周知と受験勧奨を行った。	2	引き続き、対象者に対して係長昇任選考を受験するよう適切な受験勧奨を行う。	監査事務局	行政監査課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
44	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組 子育て中の職員のキャリア形成支援(昇任選考時託児所設置など)	・庶務課長会議において、適切な受験勧奨を行うよう、各局等に依頼した。 ・係長昇任に関するアンケート調査を実施し、昇任意欲の把握を行った。 ・係長昇任選考第1次選考において、子育て中の職員に受験しやすい環境を提供するため、託児所を設置した。	H30 (2018)	B	受験環境の整備を行った。	2	次年度も引き続き受験しやすい環境整備を図っていく。	人事委員会事務局	調査課任用課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
44	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	人事評価制度の中間フォローアップや評価時面談及び異動ヒアリング等の機会を捉え、今後のキャリアプランや異動希望理由等を確認しながら意見交換をし、的確な現状把握と助言・指導等を行った。	人事評価制度の中間フォローアップや評価時面談及び異動ヒアリング等の機会を捉え、今後のキャリアプランや異動希望理由等を確認しながら意見交換をし、的確な現状把握と助言・指導等を行った。	H30 (2018)	B	男女平等推進及び女性活躍推進の観点から取組を実施した。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	議会局	庶務課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
(17)企業や市の関係団体等における女性職員登用等の取組の促進										
活力ある社会の構築に向け、働く場における女性の登用推進への働きかけを行います。										
45	市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。	すくらむネット21における女性活躍に向けた情報提供・意見交換、フォーラムの実施など	運営会議において、年間のテーマを「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実践」に設定し、運営会議（3回）の場において情報提供や意見交換を行った。全体会議は、コロナウイルスの影響により第1部は書面会議により開催するとともに、第2部はオンライン配信で「無意識の思い込み（アンコンジャス・バイアス）」に関する講演会を実施した。	H30 (2018)	B	年間テーマに沿って加盟団体間の情報の共有などを行い、ネットワークの活性化や男女共同参画の啓発を行った。	2	加盟団体への積極的な情報提供を行うとともに、講座等を開催することで意識醸成を図る。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
46	「労働状況実態調査」を実施し、女性の就業・登用状況や育児・介護休業取得に関する課題やニーズを把握します。	「労働状況実態調査」の実施と結果を踏まえた取組の推進	「労働状況実態調査」を実施し、女性の就業・登用状況や、ワーク・ライフ・バランスに関連した育児・介護休業の取組に関する調査を実施した。	H30 (2018)	B	「労働状況実態調査」を実施し、働く女性の課題やニーズを調査した。	2	引き続き、女性の就業・登用状況や、ワーク・ライフ・バランス育児・介護休業の取組に関する調査を実施する。	経済労働局	労働雇用部
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						

47	多様な働き方や管理職に占める女性割合の向上に関する取組を促進するために、情報提供や啓発を行います。	男女共同参画センター「交流・ネットワーク事業」における市内工業団体女性活躍推進事務局長会議	「市内工業団体女性活躍推進事務局長会議」に参加し、市の男女平等施策や女性活躍施策、働き方改革施策について情報提供を行った。	H30 (2018)	B	会議への参加を通じて、各団体の会員である事業所における女性活躍を促進した。	2	引き続き、女性活躍推進やワークライフバランスに関わる市の施策等の情報提供を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
47	多様な働き方や管理職に占める女性割合の向上に関する取組を促進するために、情報提供や啓発を行います。	在宅ワークなど多様な働き方を紹介するセミナー(在宅ワーカーセミナーなど各種啓発セミナー)の開催や「かわさき労働情報」等による情報提供	・コロナ禍を踏まえ、テレワークの実践導入に係るオンラインセミナーを2回開催した。 ・「かわさき労働情報」において、生産性向上・働き方改革推進のための本市施策、セミナー等開催情報、有識者記事及び関連法に関する情報等を掲載した。	H30 (2018)	B	多様な働き方や、女性活躍推進のため、各種情報提供や啓発を実施した。	2	引き続き、テレワークの実践導入セミナー等により、多様な働き方を推進する。また、「かわさき労働情報」においても働き方改革等に関する記事を掲載し、多様な働き方の周知を図る。	経済労働局	労働雇用部
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						

5 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた環境づくり

(18)子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実

男女が共に仕事や家庭に関する責任を担い、ワーク・ライフ・バランスの実現や、出産・子育て期において多様な選択が可能となるよう、待機児童解消などの子育て支援策を推進します。

48	高まる保育需要に対し、待機児童解消に向けた継続的な取組や保育サービスの質の維持・向上に努めます。	保育受入枠の確保	・認可保育所の整備等 ・川崎認定保育園の活用等多様な手法による受入枠の確保	H30 (2018)	B	出産・子育て期において多様な選択が可能となるよう、保育受入枠の拡充など待機児童の解消に向けた取組を推進した。	2	引き続き、出産・子育て期において多様な選択が可能となるよう、増加が見込まれる保育ニーズを的確に推計し、保育受入枠の確保を推進する。	子ども未来局	保育対策課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
	保育の質の維持・向上	・保育士確保対策の充実 ・保育士等の処遇改善の実施 ・公民保育所職員研修の実施	H30 (2018)	B	保育の質の維持・向上に努め、保育を必要とする保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備した。	2	引き続き、保育を必要とする保護者が安心して子どもを預けられる環境の整備を推進する。	子ども未来局	保育対策課 ※ただし、「公民保育所職員研修の実施」の担当部署は運営管理課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
	利用者への支援ときめ細やかな対応の充実	・申請前段階からの説明会の実施 ・平日夜間、土曜日の窓口開設 ・アフターフォローにおけるきめ細やかな相談支援	H30 (2018)	B	利用者に寄り添い、それぞれのニーズに応じた丁寧な支援を積極的に行った。	2	引き続き、男女共同参画の視点に配慮しながら、きめ細やかな利用者支援の取組を推進する。	子ども未来局	保育対策課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
49	夜間保育、一時保育、休日保育等、多様な保育事業を充実します。	民間保育所の運営を支援し、民間活力を活かした多様な保育サービス(長時間延長保育、一時保育、休日保育等)の提供	働き方の多様な選択が可能となるよう、一時保育や朝・夕の時間帯における職員配置の要件緩和を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進を図った。	H30 (2018)	B	ほぼ目標どおり実施できた。	2	次年度も引き続き民間保育所の運営を支援し、多様な保育サービスの提供を推進していく。	子ども未来局	保育第1課 企画課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
50	病児・病後児保育事業を実施し、その家族に対する支援を行います。	病児・病後児保育の実施により、平常時以外での預かり先の確保及び子育てと仕事の両立支援の充実	子どもの病気の際にも、安心して預けられるように、安定的な運営を行ったことで、保護者の子育てと就労の両立を支援することが出来た。	H30 (2018)	B	ほぼ目標どおり実施できた。	2	次年度も引き続き安定的に運営できるよう事業を実施し、子育てと就労の両立支援の充実を図っていく。	子ども未来局	保育第2課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						

51	児童・生徒に対する放課後事業の充実に努めます。	こども文化センター事業 わくわくプラザ事業 子育て支援・わくわくプラザ事業	①引き続き児童福祉法に基づく児童厚生施設（児童館）として、地域児童の健全育成を目的に、各種事業・活動を指定管理者制度により実施した。	H30 (2018)	B	わくわくプラザでは学校の長期休業期間中の平日の朝の開室を午前8時からとする、利用時間の拡大によるサービス向上を継続したため。	2	①引き続き、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、市民活動の拠点としての活用を図る。 ②, ③すべての小学生を対象に学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを推進する。	こども未来局	青少年支援室
			②令和2年度は市立小学校全114校内で、やむを得ない事情で自宅に子どもを家庭で見守る方がいない家庭の児童を対象に、放課後の児童の安全な居場所を確保した。	R1 (2019)	B					
			③わくわくプラザ終了時（18時）までに保護者の迎えが困難な場合、19時まで児童の居場所及び安全を確保した。	R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
52	子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	男女共同参画センター 絵本の読み聞かせによる仲間づくり	・0歳児の親子のための「小さなお話し会」：計9回開催し、計128名の参加があった。	H30 (2018)	B	乳幼児連れでも参加しやすい、親子で参加できる機会を提供した。	2	引き続き、子育てをサポートするためのイベントの開催などを通じ、子育て中の女性を支援する事業を行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
	子育て支援の関係機関・団体と連携し、育児情報の提供や知識普及・育児相談等の実施	・区内地域子育て支援センターでの子育て講話及び育児相談の実施（3箇所4回） ・子育てサロン等の運営支援（コロナ禍で長期中止のグループが多かったが、今後の再開にむけて支援した。）	H30 (2018)	B	コロナ禍で活動が制限される中、活動継続のための支援が実施できた。	2	これまで続いてきた地域の活動が、コロナをきっかけに消失することのないよう、きめ細やかな活動支援を行っていく。	川崎区役所	地域支援課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
	子育てグループ支援等	<地域ケア推進課> ・市民館で毎年1回開催していた「みんなで子育てフェアさいわい」について、コロナウイルス感染症拡大防止のため、区内子育て支援機関や公園などをスポットとし、各スポットにて子育て支援団体の紹介ポスターを掲示するスタンプラリー方式に変更し昨年度比2.5倍の約2000名の参加があり、満足度95%の成果を得ることができた。 ・子育て支援に関する区民向けの講演会について、来場方式とオンライン配信を組み合わせた形で1回開催し、過去の講演会参加者数を大幅に超える約150名の参加を得ることができた。	H30 (2018)	B	<地域ケア推進課> コロナ禍において従来の事業実施形態の変更せざるを得ない中、デジタル化の手法を取り入れたことにより、これまで以上の参加者や満足度を得ることができた。 【男女平等に配慮した点】 みんなで子育てフェアさいわいについて、男性も女性も関係なく子育てイベントに参加しやすいよう、実施期間を長く楽しみながら親子で参加しやすい形で実施した。	2	<地域ケア推進課> コロナ禍においての効果的な事業実施について、引き続き検討を進め、実施につなげていく。 <地域支援課> 引き続き実施する。	幸区役所	地域ケア推進課 地域支援課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
地域で活動している子育てグループの活動を支援するために、子育てグループ交流会やリーダー交流会を実施	既存のグループが活動を継続できるよう、3月1日にリーダー交流会を実施した。またグループの活動の場において健康教育や育児相談を実施し、活動を支援した。	H30 (2018)	B	支援を通じ、子育てグループの活動の活性化を図ることにより、地域での子どもや保護者等の活動の支援を実施した。	2	引き続き、子育てグループの活動支援を行うとともに、子育てグループ活動の活性化に向けた支援を行う	中原区役所	地域ケア推進課 地域支援課		
		R1 (2019)	B							
		R2 (2020)	B							
		R3 (2021)								

52	子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	子育てグループ支援等	地域子育て支援センターやサロン等に地区担当保健師等が出向けるよう調整し、フォローケース等の情報共有を図り支援した。	H30(2018)	B	地域子育て支援センターやサロン等身近で健康教育や個別の相談を行った。サロン活動を広く周知し、参加者の増加につながった。 【男女平等に配慮した点】平日の開催のため参加者は母親が多いので、衛生教育で資料を配布し、父親と共有できるようにした。	2	地域包括支援システムの推進に向けて、地域全体での子育て支援への関わりを強化する。子育てに関する内容等家庭でも父親と共有できるような資料の活用を図っていく。	高津区役所	地域支援課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
	子育てグループ支援等	地域の子育てグループ関係者と情報共有し、活動状況の把握と子育て情報の提供を行った。また子育て中の女性が自分らしくいきいきと過ごせるよう健康に関する啓発を実施した。	H30(2018)	B	子育てグループ等の関係者と連携し、育児や女性の健康について情報提供を行った。	2	次年度も引き続きグループへの支援と女性への健康支援を実施する。	宮前区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
	子育てグループ支援等	・地域のボランティアと共に子育てサロンや子育てグループを2か所開催した。 ・子育てグループを3グループ（高齢初妊産婦の会、多胎児とその親の会、虐待リスクや育てにくさがあり地域で孤立した親子の会）を実施した。	H30(2018)	B	他の親子や地域のボランティア、専門職等との交流やグループワークを通して、父母の育児力向上の支援を行った。【男女平等に配慮した点】母子手帳交付時や新生児訪問時など幅広く周知を図り、父母及び地域の様々な人が参加できるように呼びかけた。	2	引き続き、地域のボランティアと共に子育てサロンや子育てグループを開催する。	多摩区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
子育てグループ支援等	子育てグループ等の支援を通じ、子育て中の方への個別支援と地域づくりができるよう支援した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部のグループはオンライン開催を通じての支援を行った。また、交流会は中止したが、子育てサークル等に向けたオンライン支援の講座を開催した。	H30(2018)	B	子育てグループ等の支援や講座の開催を通じ、子育て中の方への継続的な育児支援ができた。	2	今後も継続的に子育てグループ等の支援を実施していく。	麻生区役所	地域支援課 地域ケア推進課		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)								
市民館等における保護者同士の交流機会の提供や情報提供	子育て中の保護者同士の交流を目的とした事業の実施や、情報提供を行った。	H30(2018)	B	子育て中の方々の交流機会の提供や情報提供の充実を図った。	2	引き続き、市民館等における保護者同士の交流機会の提供や情報提供を推進する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)								
53	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。	男女共同参画センターの男性向け事業の男性が参加しやすい企画・実施	再掲目標 I 事業番号35				市民文化局	人権・男女共同参画室		
		両親学級の土曜日、日曜日の開催 川崎市父子手帳の配布	再掲目標 I 事業番号35						こども未来局	こども保健福祉課

(19)高齢者福祉サービスの充実と利用の促進

少子高齢化が進み、介護などにより男女ともに時間制約のある労働者の増加が見込まれることから、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、高齢者福祉サービスの充実等に努めます。

54	介護サービス基盤の整備や、利用しやすい介護サービスの充実及び普及を図ります。	かわさきいきいき長寿プランに基づく取組	介護サービス基盤の整備や、利用に向けた普及推進を図ることにより、男女共に利用者にとっては利用しやすく、介護者にとっては利用させやすい介護サービスの充実を図った。	H30(2018)	B	介護は、社会全体で支えていくことが重要であると考え、男女平等推進に配慮して施策を推進した。	2	引き続き、男女平等推進に配慮して施策を推進する。	健康福祉局	高齢者事業推進課		
				R1(2019)	B							
				R2(2020)	B							
				R3(2021)								
55	男性の参加促進など男女共同参画の視点に立った介護教室等を実施します。	男性の参加促進に配慮した介護教室等の実施	再掲目標Ⅰ 事業番号36					健康福祉局	健康増進課			
		男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	再掲目標Ⅰ 事業番号36					各区役所	地域支援担当			
(20)育児・介護休業制度などの定着と利用の促進												
男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができるよう、制度の定着と利用の促進を図ります。												
56	「労働状況実態調査」を実施し、女性の就業・登用状況や育児・介護休業取得に関する課題やニーズを把握します。	「労働状況実態調査」の実施と結果を踏まえた取組の推進	再掲目標Ⅱ 事業番号46					2	引き続き、講演会やサロンの開催を推進する。	経済労働局	労働雇用部	
				育児・介護休業制度取得促進のための講座や講師紹介及び情報提供を行います。	講座・講演会、サロンの開催 講師紹介	H30(2018)	B					・子育ては、参加者や主催団体が交流することで、多様な女性の生き方が身近に感じられる場となった。
						R1(2019)	B					
						R2(2020)	B					
R3(2021)												
57	「かわさき労働情報」等での情報提供	育児・介護休業制度取得促進のため、多様な働き方や柔軟な勤務形態の導入など「働き方改革」に関するセミナー等の情報を掲載した。	再掲目標Ⅰ 事業番号32	H30(2018)	B	男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができるよう、育児・介護休業制度取得促進に関連する働き方改革等の情報提供を実施した。	2	引き続き、「かわさき労働情報」において働き方改革等に関する記事を掲載する。	経済労働局	労働雇用部		
				R1(2019)	B							
				R2(2020)	B							
				R3(2021)								
(21)長時間労働の是正等の働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進												
長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しを促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスについて周知・啓発を行います。												
58	長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、男性が家庭生活や地域生活に参画できる多様な働き方・生き方について啓発を進めます。	男性向け啓発事業男女共同参画センターにおける男性向け事業(講座等)の実施(育児パパとママのための職場復帰セミナー&カフェ)	再掲目標Ⅰ 事業番号32					2	引き続き、テレワークの導入等、働き方改革の促進に向けたセミナーを開催し、多様な働き方を推進する。また、専門家の企業派遣による取組支援を実施する。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
				企業における「働き方改革」の取組促進に向けた啓発活動を行います。	各種啓発セミナーの開催、事例集やパンフレット発行、インセンティブの付与	H30(2018)	B					市内中小企業に対して「生産性向上・働き方改革」の促進に向けた啓発活動を実施した。
						R1(2019)	B					
						R2(2020)	B					
R3(2021)												
59	企業の働きやすい職場環境づくりに向けた「働き方改革」に関する取組を支援します。	令和2年4月に、「雇用・労働特別相談窓口」を設立。テレワークの導入や、休業への対応方法等、企業の働きやすい職場環境づくりに向けた取組を支援した。	再掲目標Ⅰ 事業番号32	H30(2018)	B	市内中小企業に対し、「生産性向上・働き方改革」に関する取組支援を行った。	2	引き続き、相談窓口を運営し、必要に応じて専門アドバイザー派遣する等支援を実施する。	経済労働局	労働雇用部		
				R1(2019)	A							
				R2(2020)	B							
				R3(2021)								
60	企業の働きやすい職場環境づくりに向けた「働き方改革」に関する取組を支援します。	令和2年4月に、「雇用・労働特別相談窓口」を設立。テレワークの導入や、休業への対応方法等、企業の働きやすい職場環境づくりに向けた取組を支援した。	再掲目標Ⅰ 事業番号32	H30(2018)	B	市内中小企業に対し、「生産性向上・働き方改革」の促進に向けた啓発活動を実施した。	2	引き続き、相談窓口を運営し、必要に応じて専門アドバイザー派遣する等支援を実施する。	経済労働局	労働雇用部		
				R1(2019)	A							
				R2(2020)	B							
				R3(2021)								

61	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を行います。	男女共同参画センター出前講座WLB講演会開催	・市内中業企業向けにワーク・ライフ・バランスの必要性を踏まえた「女性活躍推進研修」を2回開催した。	H30(2018)	B	職場における管理職の役割や、働きやすい職場作りについて、情報提供を行った。	2	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け情報提供や講座等の開催を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
61	子育て世代向けのWLBの取組の推進		・九都県市の連携によるワーク・ライフ・バランスデーの広報活動を行った。 ・子育て世帯の父母の両方を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーを3回開催し、計29名(うち男性4名)の参加があった。	H30(2018)	B	九都県市の連携によるワーク・ライフ・バランスデーの広報を行った。また、子育て世帯の父母の両方を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーを3回開催した。	2	今後も引き続き、子育て世帯の父母を対象とした、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、広報活動やセミナーを開催し、仕事と家庭生活の両立の重要性について意識啓発を図る。	こども未来局	企画課
				R1(2019)	C					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
61	「かわさき労働情報」「働くためのガイドブック」等による情報提供		・「かわさき労働情報」で、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、関連する法改正や、セミナー等の情報を掲載した。	H30(2018)	B	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座の開催や情報提供を行った。	2	引き続き、「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等による情報提供を行う。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
62	ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業者の割合を令和3(2021)年度までに75%以上になるようめざします。	数値目標	事業者の割合 令和2年度：76.8% (※) ※川崎市労働白書でワーク・ライフ・バランスの取組について、「いずれも行っていない」と回答した割合を全体から引いた数値	H30(2018)	B	市内中小企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの取組の支援を行い、前年度と比較して数値が向上、目標値を達成した。	2	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業者の割合を令和3(2021)年度までに75%以上になるようめざす。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	A					
				R3(2021)						
(22)仕事と生活の両立に向けた住環境づくり										
63	仕事と生活が両立できる住環境づくりを進めます。	駅近居住、職住近接の促進 近居、同居の促進	子育て世帯が子育てしやすい住宅に居住するための環境づくりに取り組んだ。	H30(2018)	B	駅近居住や近居、同居の促進に向けた取組を民間事業者等と連携して実施した。	1	引き続き、駅近居住や近居、同居等の促進に向けた取組を民間事業者等と連携して進める。	まちづくり局	住宅整備推進課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
(23)市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進										
多様な人材が活躍できる職場づくりに向け、「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」に基づき「職員の働く環境の整備と意識改革」や「多様な働き方の推進」などに取り組みます。										
64	職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働く環境の整備と意識改革に取り組みます。	長時間勤務の是正 業務改革 人材育成・意識改革 ICTの活用 ワークスタイル 変革など	定時退庁の推進、午後8時以降の時間外勤務の原則禁止、全庁に共通する事務の効率化、総務事務センターによる定型的・反復的業務の集約化、管理職のマネジメント力の強化、テレビ会議の活用、ペーパーレス化の推進などの取組を行った。	H30(2018)	B	計画していた取組を実施した。	1	職員一人あたりの平均時間外勤務数は減少しているものの、新型コロナウイルスの影響により生じた時間外勤務の特定の部署への集中化傾向などにより、長時間勤務職員がまだ相当数存在していることから、引き続き取組を推進していく。	総務企画局	行政改革マネジメント推進室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
65	多様な人材が活躍できる職場づくりに向け、多様な働き方を推進します。	女性活躍推進・次世代育成支援	ワーク・ライフ・バランスデーの実施、イクボスの実践に向けた取組、障害者雇用拡大の取組、高齢職員のキャリア活用に向けた取組などを行った。	H30(2018)	B	計画していた取組を実施した。	1	新型コロナウイルスの影響による働き方の変化も踏まえ、テレワークの導入など具体的な取組を推進していく。	総務企画局	行政改革マネジメント推進室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

66	育児休業を取得しやすい環境づくりに努め、配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合が、令和3(2021)年度までに10%となるようめざします。	数値目標	男性育児取得者割合 令和2年度：17.8% イントラネットホームページでの広報やガイドブックの各職場への配布、研修等を通じて育児休業取得促進を図った。	H30 (2018)	B	令和元年度に10.3%となり、目標値を達成している。	1	目標は達成したが、更なる取得率の向上を目指し、男性の育児参加を促進していく。	総務企画局	人事課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
67	介護休業を取得しやすい環境づくりに努めます。		「職員子育て応援ガイドブック」を配布・周知するほか、全職員を対象としたワーク・ライフ・バランス研修を実施し、意識啓発を行った。	H30 (2018)	B	「職員子育て応援ガイドブック」の配布のほか、全職員を対象としたワーク・ライフ・バランス研修を実施し、意識啓発を行った。	2	引き続き、研修等を通じて、ワーク・ライフ・バランスの醸成を図っていく。	総務企画局	人事課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
	介護支援制度に関する情報提供	「職員子育て応援ガイドブック」を配布・周知する等、取得予定の職員はもとよりその他職員への意識啓発に取り組んだ。	H30 (2018)	B	当初の予定どおりの事項を実施することができた。	2	次年度も引き続き介護休暇等の取りやすい職場を目指し、局内への情報提供に努める。	上下水道局	庶務課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
	介護支援制度に関する情報提供	「職員子育て応援ガイドブック」を配布・周知する等意識啓発を行った。	H30 (2018)	B	「職員子育て応援ガイドブック」を配布・周知する等意識啓発を行った。	2	介護支援制度の周知を図り、介護休暇を取りやすい職場環境づくりに努める。	交通局	庶務課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
	介護支援制度に関する情報提供	機会をとらえ、ガイドブックを配布・回覧するなど、制度の周知を図った。	H30 (2018)	B	職員の理解が深まるようガイドブックを配布・回覧により周知を行い、休暇取得に向けた意識改善を図った。	2	引き続き、制度の周知を図り、職員の意識改善及び休暇を取得しやすい職場環境づくりを推進する。	病院局	総務部庶務課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
	介護支援制度に関する情報提供の実施	・ぐるかわライブラリに、育児介護支援制度について掲載し、周知した。	H30 (2018)	B	介護支援制度に関する情報提供を計画に基づき実施した。	2	・コロナ禍において、研修の開催方法の変更が予想されることから、ガイドブック等の電子化を図る。	消防局	人事課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
	介護支援制度に関する情報提供	各種相談内容に応じ、介護休業等の介護支援制度を案内している。	H30 (2018)	C	通常業務の一環として各種相談対応を行っている。	2	引き続き、介護支援制度に関する情報提供を推進する。	教育委員会事務局	庶務課	
			R1 (2019)	C						
			R2 (2020)	C						
			R3 (2021)							
介護支援制度に関する情報提供	「職員子育て応援ガイドブック」を随時閲覧できるように掲示するとともに、局内回覧を行い制度の周知を図った。	H30 (2018)	B	ガイドブックを回覧するとともに、イントラネットでの閲覧も可能なことを周知し、職員の理解がさらに深まるよう努めた。	2	引き続き介護支援制度の周知を図り、介護休暇が取得しやすい職場環境の醸成に努める。	選挙管理委員会事務局	選挙課		
		R1 (2019)	B							
		R2 (2020)	B							
		R3 (2021)								

67	介護休業を取得しやすい環境づくりに努めます。	介護支援制度に関する情報提供	「職員子育て応援ガイドブック」を回覧し、回覧後は職員が閲覧しやすい場所に保管するなど、局内への周知を図った。	H30(2018)	B	ガイドブックの回覧により、職員の理解が深まるよう周知を図った。	2	引き続き、介護支援制度の周知を図り、介護休業を取得しやすい職場環境づくりに努める。	監査事務局	行政監査課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
		介護支援制度に関する情報提供	「職員子育て応援ガイドブック」を配布し、周知した。	H30(2018)	B	ガイドブックを配布し、職員の理解が深まるよう周知を図った。	2	引き続き、介護支援制度の周知を図り、介護休業を取得しやすい職場環境への改善に努める。	人事委員会事務局	調査課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
		介護支援制度に関する情報提供	各種休暇制度に関する情報共有を図ったほか、面談等の機会に職員の状況を把握し、事務分担を見直すなど職員が支援制度を利用しやすい環境となるよう努めた。	H30(2018)	B	多様な働き方があることについて、理解の促進に取り組んだ。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	議会局	庶務課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

6 働く女性・働きたい女性への就業等支援

(24)働く女性の就業継続とキャリアアップ支援

女性の人材育成に向け、働きたい女性が、結婚、出産等のライフイベントを経てもキャリアを形成しながら働き続けることができるよう支援します。

68	働く女性が抱える悩みや問題について、労働相談の実施などにより、解決に向けて支援します。	男女共同参画センター再就職・転職・就労継続のための個別キャリア相談	女性を対象とした個別キャリア相談を、土日を含めて合計108回実施し、計77名の参加があった。	H30(2018)	B	個別で事前予約制のため、日程が合わせやすいと利用者からも好評を博した。	2	引き続き、相談者のニーズに合わせた支援を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
68	働く女性が抱える悩みや問題について、労働相談の実施などにより、解決に向けて支援します。	労働相談	市内2か所で開催している常設の労働相談のほかに神奈川県と共催で月1回の弁護士相談・夜間労働相談・年4回の街頭労働相談を開催し(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため3回中止)、職場で起きたセクハラの問題についても相談を受けた。	H30(2018)	B	街頭労働相談では女性が話しやすいように女性相談員による相談コーナーを設けた。他の相談においても相談者の状況を理解したうえで中立な立場から相談を受けることに配慮した。	2	引き続き労働相談業務を継続する。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
69	就業継続・キャリアアップに向けた支援講座を実施します。	男女共同参画センター講座ワンランクアップ、女性リーダー養成	「ワンランクアップ!私の仕事術」を2回実施し、延25名の参加があった。女性リーダーのためのマネジメント力強化講座を5回開催し、延71名の参加があった。	H30(2018)	B	講座を通じて、スキルアップ等を希望する女性を対象に、必須スキルの情報提供やネットワーク構築の機会を提供した。	2	引き続き女性リーダー養成のための事業を実施する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
69	就業継続・キャリアアップに向けた支援講座を実施します。	職場定着のためのフォローセミナーや人材育成セミナー等の開催	・キャリアサポートかわさきにおいて、女性向け就職準備セミナーを実施した。 ・キャリアサポートかわさきにおいて、就業後の職場定着に向け、新しい職場で長く働き続けるためのコミュニケーション術や感情のコントロール手法を学ぶ定着支援セミナーを実施した。	H30(2018)	B	働きたい女性の就業に向けた支援、就職後の職場定着に向けた支援を実施した。	2	・引き続き、キャリアサポートかわさきにおいて、女性向け就職準備セミナーを実施する。 ・引き続き、キャリアサポートかわさきにおいて、定着支援セミナーを実施する。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

(25)女性の参画分野の拡大支援

男女の参画に偏りがある分野において、男女双方の参画が進むよう支援します。

70	女性技術者の技術力向上及び担い手育成に向けて、女性技術者を表彰します。	若手技術者・女性技術者表彰	優良事業者表彰に併せて若手技術者・女性技術者表彰を実施した。本年度については2名の女性技術者を表彰した。	H30 (2018)	B	表彰開始4年目となる本年度についても女性技術者の推薦があり、表彰を実施した。	2	女性技術者の絶対数が少なく、表彰基準を満たした工事受注企業から推薦がない場合には、表彰を実施出来ない可能性がある。 表彰対象の「女性」の定義がないため、性的マイノリティへ配慮が難しい側面もある。	財政局	検査課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
71	農業の担い手育成に向けて、女性農業者団体の活動・ネットワークづくりを支援します。	川崎市女性農業者団体の活動支援	農業者同士の情報共有や農業関連技術の向上となる講習会を開催し、新たにSNSの活用等にチャレンジするなど幅広い分野に係る活動を支援した。	H30 (2018)	B	新型コロナウイルス感染症拡大のなかで実施できることを模索し、川崎市の農業就業者の約4割を占める女性農業者の、農業経営や地域社会への主体的な参画に寄与した。	2	次年度も引き続き、女性農業者団体の支援を通して、農業の担い手育成や農業者間のネットワークづくりを推進する。	経済労働局	農業振興課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						

(26)多様な就業ニーズに対応した就業支援

女性の力を最大限に生かすため、求職者の特性に合った就業マッチングや就業機会の提供など多様な就業支援に取り組みます。

72	働きたい女性のニーズに応じた就業マッチングや就業機会の提供など多様な就業支援に取り組み、就業支援事業における女性年間就職決定者数が、令和3(2021)年度までに275人以上になるようめざします。	就業支援事業(数値目標)	キャリアサポートかわさきにおける女性年間就職決定者数 令和2年度：236人 キャリアサポートかわさきにおいて、女性カウンセラーが対応する託児付き就職相談を実施した。	H30 (2018)	A	緊急事態宣言下の相談窓口休止、ハローワークを通じた広報機会の喪失等により、全体の就職決定者数(412人、前年比約17.9%減)が減少したことによるもの。	1	令和3年度において、性別に関わらず就業先の選択肢が増えるよう、求職者の希望や適性を踏まえた求人開拓のための体制の強化継続、オンライン相談を実施する。	経済労働局	労働雇用部
				R1 (2019)	A					
				R2 (2020)	D					
				R3 (2021)						
73	女性の就業及び再就職に向けて支援講座等を実施します。	男女共同参画センター再就職支援パソコン講座、再就職セミナー個別キャリア相談	・職場復帰セミナー&カフェ(計1回)：育休後に職場復帰を目指す方を対象に開催し、計6名の参加があった。 ・再就職したい女性を応援！パソコン講座(計23回)：エクセル、ワード、パワーポイントを各回のテーマとして開催し、計303名の参加があった。 ・育休子連れカフェ(計7回)：参加者同士で職場復帰後の悩みや不安を共有することを目的として開催し計27名の参加があった。	H30 (2018)	B	職場復帰セミナーでは、女性(母親)だけを対象とせず、男性(父親)も参加可能とした。また、保育を用意することで、育児中の方でも参加しやすいようにした。	2	引き続き、再就職、就労継続、職場復帰をめざす女性を対象とした講座等を開催し、就労支援を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
	「キャリアサポートかわさき」における女性向けセミナー開催	キャリアサポートかわさきにおいて、女性を取り巻く労働環境等のテーマにより、対象者を女性に限定した就職準備セミナーを実施した。	H30 (2018)	B	働きたい女性への就業に向けた取組を実施した。	2	引き続き、川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、女性向け就職準備セミナーを実施する。	経済労働局	労働雇用部	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							

(27)経営の主体となる女性の育成・支援

起業を希望する女性への支援を行います。

74	起業セミナー等の開催や情報提供を通じ、起業を望む女性及び起業した女性を支援します。	男女共同参画センター女性起業セミナー、相談会、サロン開催、見本市開催など	・女性起業家ビギナーズサロン：全4回開催し、延べ44名の参加があった。 ・起業家無料相談会：計9回開催し、計延べ62名の参加があった。 ・女性起業家向け無料相談会：計5回開催し、計延べ7名の参加があった。 ・起業家向け無料相談会：計11回開催し、計延べ11名の参加があった。 ・起業家した人が出展ができる「すくらむプチマルシェ」を月1回開催した。	H30 (2018)	B	・ビギナーズサロンでは保育つきで、女性起業家向け無料相談会では子ども同席での受講を可能とするなど育児中の女性が参加しやすいようにした。	2	引き続き、起業を目指す女性、起業して間もない女性を支援するための講座等を開催する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						

74	起業セミナー等の開催や情報提供を通じ、起業を望む女性及び起業した女性を支援します。	商人デビュー塾の開催	男女共同参画センターとの共催で開催した。 全10回開催・18名参加（男4、女14）	H30 (2018)	C	男女どちらも参加しやすい環境だった。	2	次年度も引き続き、女性が参加しやすい環境に配慮しながら取組を推進する。	経済労働局	商業振興課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
75	創業予定または創業まもない女性起業家を対象に創業融資を実施します。	女性・若者・シニア起業家支援融資資金による支援	当該融資制度の周知を図り、利用促進に努めた。	H30 (2018)	B	起業家セミナーや創業者向け説明会にチラシなどを配布し、創業を検討している方へ当該融資制度の周知を図った。	2	引き続き、セミナー等に当該融資制度の周知を図り、利用されるように努めていく。	経済労働局	金融課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						

(28)職場における男女共同参画に関する理解の促進
 多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がその能力を十分に発揮することができる職場環境づくりを促進します。

76	多様な働き方に関する情報提供や講座を行います。	市HPや男女共同参画センターの情報提供事業	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍や多様な働き方の推進に取り組む企業の取組をまとめた「かわさき☆えるぼし」認証企業事例集を作成し、市HPで掲載した。 「かわさき労働情報」に「かわさき☆えるぼし」認証制度募集について掲載し、広く周知した。 	H30 (2018)	B	「かわさき☆えるぼし」認証企業事例集を作成することで、市内企業や関係団体、教育関係機関等さまざまな対象に情報提供を行うことができた。	2	引き続き、市HPや「かわさき労働情報」など様々な広報機会をとらえ、積極的な情報提供を行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
76	在宅ワークなど多様な働き方を紹介するセミナーの開催や「かわさき労働情報」等による情報提供。専門アドバイザー派遣	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍を踏まえ、テレワークの実践導入に係るオンラインセミナーを2回開催した。 「かわさき労働情報」において、生産性向上・働き方改革推進のための本市施策、セミナー等開催情報、有識者記事及び関連法に関する情報等を掲載した。 コロナの影響でお困りの方を対象に「雇用・労働特別窓口」を設置し、テレワーク導入や休業対応、労働全般に関する相談に対応した。 	H30 (2018)	B	多様な働き方を実現するため、啓発活動、情報提供を行うとともに、取組支援も実施した。	2	引き続き、テレワーク実践導入に係るセミナー等により、多様な働き方を推進する。また、「かわさき労働情報」においても働き方改革等に関する記事を掲載し、多様な働き方の周知を図る。さらに、相談窓口の運営及び専門アドバイザー派遣等による支援を実施する。	経済労働局	労働雇用部	
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
77	ハラスメント防止に向けた啓発パンフレット等の作成や配布、情報提供とともに、被害者への相談支援を行います。	男女共同参画センターのセクハラ、パワハラ、マタハラ、パワハラ防止に向けた情報提供	再掲目標 I 事業番号27					市民文化局	人権・男女共同参画室	
		「かわさき労働情報」働くためのガイドブックによる防止に向けた広報	再掲目標 I 事業番号27					経済労働局	労働雇用部	
		労働相談	再掲目標 I 事業番号27					経済労働局	労働雇用部	
78	働く場における男女共同参画の推進に向けた講座開催や講師紹介及び情報提供を実施します。	男女共同参画センター出前講座や講師紹介	事業所への出前講座や、公共施設、各種団体等の防災講座などに講師派遣を行った。	H30 (2018)	B	市内事業所への研修会への講師派遣、団体、機関等に講師派遣を行い、防災や男女平等につき理解を深める取り組みを実施した。	2	引き続き、依頼に基づいて、出前講座や講師派遣の機会の充実を図る。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
78	働く場における男女共同参画の推進に向けた講座開催や講師紹介及び情報提供を実施します。	川崎労働学校	「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法などをテーマとして取り上げた。(川崎労働学校受講者数：23名)	H30 (2018)	B	「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法をテーマとした講義を行うことで、同法の趣旨や意義について参加者の理解を深めることができたため。	2	「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法などをテーマとして取り上げる。	経済労働局	労働雇用部
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						

(29)多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供
 子どもたちに対して、多様なキャリア形成を可能にするための学習機会を提供します。

79	男女共同参画の意義やワーク・ライフ・バランスについての理解促進等も含めたキャリア教育の体系的・効果的な推進を図ります。	子どもたちが社会で自立して行くための基礎を学ぶ「キャリア在り方生き方教育」の推進	再掲目標 I 事業番号10					教育委員会事務局	教育改革推進担当
----	---	--	---------------	--	--	--	--	----------	----------

80	男女共同参画の視点からインターンシップ(就業体験)や体験学習等を通じたキャリア形成を支援します。	男女共同参画センターにおけるインターンシップ実施、及び職場体験の受け入れ	再掲目標Ⅰ 事業番号11				市民文化局	人権・男女共同参画室
81	科学技術分野への男女共同参画を推進するために、教育機関等で理工系への理解を深める取組を推進します。	川崎臨海部に立地する企業、研究機関等が有する高度な人材、技術、施設を活かした、子どもたちの科学技術への興味・関心を高める科学教育・キャリア教育に資する取組の実施	・教育機関への学習機会の創出に向けた臨海部企業等の見学会を1件実施した。	H30(2018)	B	2	次年度も引き続き子どもたちの科学技術への興味・関心を高める科学教育・キャリア教育に資する取組を推進する。	
			・臨海部立地企業の取組を紹介するためのパンフレットの更新を行った。	R1(2019)	B			
			・「キングスカイフロント夏の科学イベント」に替わり、キングスカイフロントやサイエンスへの興味喚起や立地企業の紹介を目的としたWeb版キングスカイフロントクイズを実施した。	R2(2020)	B			
			・高校生が科学への興味関心を高めるとともに、将来の自分の働く姿をイメージできるような、臨海部立地企業の活動を体験できる企画を行った。	R3(2021)				
81	川崎サイエンスワールドの発行・配布 小・中学校を対象とした市内企業による出張授業	川崎市先端科学副読本「川崎サイエンスワールド」の授業での更なる活用を促し、魅力ある理科教育に向けて支援する目的から、副読本のデジタル化を行った。また、男女問わず理工系への興味を喚起するため、市内中学校にて、理科のカリキュラムに沿って企業が持つ技術を分かり易く紹介する授業を展開した。		H30(2018)	B	2	中学生向けの川崎市先端科学副読本「川崎サイエンスワールド」の授業での更なる活用を促し、魅力ある理科教育に向けて支援する目的から、GIGAスクール構想を活用した教育コンテンツの提供を行う。合わせて、男女平等推進行動計画の趣旨に沿って、男女問わず理工系への興味を喚起するための出張授業を実施する。	
				R1(2019)	B			
				R2(2020)	B			
				R3(2021)				
81	科学技術分野への男女共同参画を推進するために、教育機関等で理工系への理解を深める取組を推進します。	理科教育推進事業	臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(KISTEC)と連携して、科学者や技術者の派遣授業を、小・中合わせて18回実施した。	H30(2018)	B	5	企業等による科学者や技術者の派遣授業等については、理科への関心を高め、性別によらない先端科学技術への理解を求める内容であることから、引き続き他機関と連携を図りながら学校への情報発信に取組む。 川崎サイエンスワールドの活用については、今年度から経済労働局による配付が終了となった。経済労働局と引き続き連携を図りながら、Webを使った学校への発信等を検討していく。	
				R1(2019)	B			
				R2(2020)	B			
				R3(2021)				

7 企業における女性活躍に向けた取組の促進

(30)女性の活躍推進に向けた企業への啓発

82	多様な働き方や管理職に占める女性割合の向上に関する取組を促進するために、情報提供や啓発を行います。	男女共同参画センター「交流・ネットワーク事業」における市内工業団体女性活躍推進事務局会長会議	再掲目標Ⅱ 事業番号47				市民文化局	人権・男女共同参画室
		在宅ワークなど多様な働き方を紹介するセミナー(在宅ワークセミナー)など各種啓発セミナーの開催や「かわさき労働情報」等による情報提供	再掲目標Ⅱ 事業番号47				経済労働局	労働雇用部

(31)企業の女性の活躍推進に関する取組支援

女性活躍に関する取組を促進するために、企業へのインセンティブ付与等の支援を実施します。

83	女性の活躍に関する状況の把握や課題分析など、事業主行動計画策定や取組推進に向けたノウハウ支援を実施します。	ノウハウ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさき労働情報で「女性活躍推進法の改正」に係る記事を掲載し、事業主行動計画策定や取組推進に向けたノウハウ支援を実施した。 ・平成30年6月に「川崎市中小企業働き方改革相談窓口」を設立し、専門アドバイザー派遣等により、企業の働きやすい職場環境づくりに向けたノウハウ支援を実施した。 	H30(2018)	B	女性活躍の推進にかかる周知を図った。相談窓口設置により働きやすい職場環境づくりに向けたノウハウ支援を実施した。	2	引き続き、女性活躍の推進にかかる状況の把握や課題分析、広報等を推進するとともに「川崎市中小企業働き方改革相談窓口」を運営し、専門アドバイザー派遣等によるノウハウ支援を行う。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
84	女性の活躍推進に積極的に取り組む中小企業等を対象とした認証制度を実施します。	女性活躍推進企業認証制度	<ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業を対象に「かわさき☆えるぼし」認証企業3年目の募集を行い、新規企業からの申請と平成30年度認証された企業の更新申請により、40社を認証した。 ・認証された企業の取組をまとめた事例集を作成し、市内関係団体等に配布した。 	H30(2018)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に認証した19社とあわせて令和3年3月現在59社が認証企業となり、市内中小企業における女性活躍推進の取組が広がっている。 ・認証企業事例集は、好事例の紹介ページを追加し、読みやすさを意識した構成とした。 	1	令和3年度も引き続き認証企業の募集を行い、認証された企業の取組を広く周知するとともに、「かわさき☆えるぼし」の認知度向上が必要となっている。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	A					
				R2(2020)	A					
				R3(2021)						
85	女性活躍推進に取り組む企業に対して、公共調達において評価し、受注機会の増大を図ります。	公共調達における評価	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法または女性活躍推進法に基づく行動計画の策定を、主観評価項目にした。 ・国による認定（くるみん・えるぼし）または川崎市における認証（かわさき☆えるぼし）取得を、主観評価項目にした。 	H30(2018)	B	女性活躍推進に取り組む企業に対して、受注機会の増大を図る取組ができています。	2	引き続き、女性活躍推進に取り組む企業に対しての支援の取組を実施していく。	財政局	契約課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

(32)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び多様な雇用の拡大

男女の均等な機会と待遇の確保に向けて、企業等への働きかけとともに、地域経済団体との連携を強化します。

86	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた周知啓発を行います。	「かわさき労働情報」「働くためのガイドブック」等による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「かわさき労働情報」において、性別を理由にする差別等について相談できる窓口の案内記事を掲載した。 ・「働くためのガイドブック」において、男女雇用機会均等法やセクハラ、パワハラについての記事を掲載した。 	H30(2018)	B	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保のため、「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」を通して、周知・啓発活動を実施した。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等法や性別を理由にする差別等について相談できる窓口の案内記事等を掲載する。 ・引き続き、「働くためのガイドブック」において、男女雇用機会均等法等の記事を掲載する。 	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
87	「労働状況実態調査」を実施し、女性の就業・登用状況や育児・介護休業取得に関する課題やニーズを把握します。	「労働状況実態調査」の実施と結果を踏まえた取組の推進	再掲目標Ⅱ 事業番号46・56						経済労働局	労働雇用部
88	女性活躍の推進にかかる課題の共有化やニーズ把握に向け、地域経済団体などの多様な主体との連携体制を強化します。	関係団体との連携体制の強化	かわさき労働情報で「女性活躍推進法の改正」に係る記事を掲載し、事業主行動計画策定や取組推進に向けたノウハウ支援を実施した。	H30(2018)	B	女性活躍の推進にかかる周知を図った	2	引き続き、女性活躍の推進にかかる状況の把握や課題分析、広報等を推進する。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
89	一人ひとりが希望に応じた多様な働き方ができるよう、企業における多様な雇用の受け皿拡大に向けた取組を行います。	「かわさき労働情報」等での情報提供 中小企業における「働き方改革」取組促進のための啓発活動(成功事例集や啓発パンフレットの発行等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「かわさき労働情報」において、生産性向上・働き方改革推進のための本市施策、セミナー等開催情報及び関連法に関する情報等を掲載した。 ・市内中小企業の「生産性向上・働き方改革取組事例集」を発行した。 ・JOB型雇用、多様な働き方に関するセミナー等を開催した。 	H30(2018)	B	多様な働き方を実現するため、「かわさき労働情報」や中小企業における「働き方改革取組事例集」を発行し、情報提供を行うとともに、セミナー等の開催による普及啓発も実施した。	2	引き続き、「かわさき労働情報」による情報提供や、セミナー等の開催により、取組の普及啓発を図る。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

事業番号	事業	事業概要	令和2(2020)年度実績	年度ごとの達成度(男女共同参画の視点に配慮した事業の推進度)			今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署
				年度	達成度	達成度を選択した理由				
Ⅲ 地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進										
8 地域における男女共同参画の推進										
(33)地域活動における男女共同参画の促進										
地域における特定の活動において、性別や年齢等による参加の偏りが生じることがなく、また、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう各団体へ働きかけます。										
90	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」の講座や情報提供の実施、学習スペースの確保等を通じて、市民の男女平等に関する学習の機会を提供します。	「男女平等推進学習」講座の実施、及び情報提供の実施(学習環境整備事業)	再計目標Ⅰ 事業番号5						教育委員会事務局	生涯学習推進課
91	市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。	すくらむネット21における女性活躍に向けた情報提供・意見交換、フォーラムの実施など	再掲目標Ⅱ 事業番号45						市民文化局	人権・男女共同参画室
92	男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を行います。	男女共同参画センター協働事業等	◎R2年度協働事業 ・川崎の男女共同社会をすすめる会/NPO法人かながわ女性会川崎「非正規シングル女性の現状とこれから」1回、23名参加 ・女性がつながり地域芸能「乙女文楽を知る」1回、86名参加 ・ダブルケアかわさき「私たちの身近なケアを学ぶ〜プチ勉強会」計8回、計延べ67名参加 ・NPO法人グローイン・グランマ「0歳児の親子のためのこころとこころをつなぐ小さなおはなし会」計9回、計延べ128名参加 ・再就職したい女性を応援PC講座 計23回開催、計延べ303回参加	H30(2018)	B	市民グループ・団体からの提案に基づき、協働で講座等を行うことで、団体の活動支援及び地域に根差した男女共同参画の推進に繋がった。	2	引き続き、男女共同参画センターにおいて、地域課題の解決のため、公募により実施団体を募り、選考するとともに、企画・運営に関して団体と協働して取り組んでいく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
	地域女性連絡協議会への活動支援	川崎市地域女性連絡協議会の活動支援を行った。	H30(2018)	B	地域活動における男女共同参画を促進した。	2	次年度も引き続き、地域女性連絡協議会の活動支援を推進していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
93	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。	男女共同参画センター運営委員会等を通じた情報提供 すくらむネット21運営会議等を通じた全町連への情報提供	(市民活動推進課)かわさき男女共同参画ネットワーク会議に全町連として参画した。	H30(2018)	B	情報提供を通じ、町内会・自治会に向けて男女共同参画についての理解の促進を行った。	2	引き続き、会議等の機会での情報提供を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室 市民活動推進課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

93	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	川崎区町内会連合会理事会等各種会議の場において広く周知に取り組んだ。	H30(2018)	B	町内会連合会の会合において周知を図った。	2	引き続き、町内会連合会理事会等各種会議の場において広く周知を図る。	川崎区役所	地域振興課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	地域に対する様々な広報や情報提供依頼を受け、町内会連合会の会合において広く周知を図った。	H30(2018)	B	町内会連合会の会合において周知を図った。	2	引き続き、町内会連合会の会合において周知を図る。	幸区役所	地域振興課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	町内会連絡協議会への委員推薦依頼があった際に、女性参画に係る啓発を行った。	H30(2018)	B	町内会連絡協議会への各種委員等の推薦依頼への対応については、女性比率の向上に配慮しながら選出するよう努めた。	2	引き続き、女性参加に係る啓発を行っていく。また、町内会連絡協議会への各種委員等の推薦依頼について、女性比率の向上に配慮するよう努める。	中原区役所	地域振興課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	自主運営団体への行政からの働きかけの難しさに配慮しながら、引き続き実態把握と啓発に努めた。	H30(2018)	B	町会連合会の会議で広報・啓発を行ったため。	2	自主運営団体への行政からの働きかけの難しさに配慮しながら、引き続き実態把握と啓発に努める。	高津区役所	地域振興課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	宮前区の町内会・自治会連合会の役員会において、市の男女共同参画の取組を説明した。	H30(2018)	C	会議等委員の推薦依頼があった際に、市の男女共同参画の取組について理解を求めた結果、女性委員が推薦されることとなった。	2	女性が町内会・自治会活動の中核を担っていく機会が増えるよう、働きかけや情報提供を継続して行うが、委員推薦については少ない女性会長に負担が偏ることのないように留意が必要である。	宮前区役所	地域振興課	
			R1(2019)	C						
			R2(2020)	C						
			R3(2021)							
	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	実施なし	H30(2018)	E				多摩区役所	地域振興課	
			R1(2019)	E						
			R2(2020)	E						
			R3(2021)							
町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	区町会連合会の三役会・理事会等の各種会議において広く周知を図った。	H30(2018)	B	区町会連合会の三役会・理事会等の各種会議で啓発等を行った。	2	引き続き区町会連合会の三役会・理事会等の各種会議で広く周知を図る。区町会連合会への委員推薦依頼があった場合には、委員の女性の比率向上の観点からも検討を行う。	麻生区役所	地域振興課		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)								
PTA活動研修における男性の参加促進など	市民館等における「PTA活動研修」において男性の参加を意識した運営を行った。	H30(2018)	B	地域活動における男女共同参画の促進につながる研修を行った。	2	次年度もPTA活動研修において男性の参加促進を推進していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)								

(34)男女共同参画センターの取組の推進										
94	地域における男女共同参画の拠点として、市民や事業者と協働し、男女平等施策を推進します。	男女共同参画センター事業(すくらむ21まつりなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は令和3年2月6日に20周年記念イベントと併せて第16回すくらむ21まつりを開催し、1,293人の参加があった。 ・公募により選ばれた5団体と男女共同参画協働事業を推進した。 ・女性及び男性総合相談を実施した。 ・男女共同参画センター開館20周年記念リーフレットの発行や開館記念サイトの公開などHPや紙媒体による積極的な情報発信を行った。 ・情報誌「すくらむ」の発行などを通じ、男女共同参画に関する情報提供を行った。 	H30(2018)	B	相談事業、協働事業等を通じ、地域に根差した男女平等施策を推進した。	2	引き続き、男女共同参画の拠点施設として、男女共同参画に関する情報の発信、市民や事業所と協働した事業の推進、男女の人権尊重に向けた相談事業の推進を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
(35)地域活動における方針決定過程への女性の参画促進										
方針決定過程への女性の参画拡大に向けた理解促進や学習機会の提供に努めます。										
95	地域の会議等における方針決定過程への女性の参画拡大について理解を促進します。	男女共同参画センターの地域団体への出前講座	令和2年度は、防災、女性活躍、ハラスメントなどをテーマに、16件の出前講座や講師派遣を行った。	H30(2018)	B	出前講座や講師派遣を通じて、防災や男女平等の啓発などの効果があった。	2	引き続き、依頼に基づき、出前講座や講師派遣を実施していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
		町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	再掲目標Ⅲ 事業番号93	R2(2020)	B				各区役所	地域振興課
96	中心的な役割を担う女性の人材育成に向け、生涯学習等における男女平等推進学習の機会を積極的に提供します。	地域で活躍する女性を招いた「トークサロン」の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域で活躍する女性を招いた「トークサロン」を2回開催し、計100名の参加があった。 ・1回目 講師：ひとみ座の演者3名 テーマ：乙女文楽と生きる女性たち ・2回目 講師：矢川綾子医師 テーマ：小児科医の仕事と家事・育児 	H30(2018)	B	ゲストと参加者同士が交流する場を提供し、参加者がよりゲストを身近に感じることができていることを目指した。	2	引き続き、地域で活躍する女性の取組の紹介を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
96	中心的な役割を担う女性の人材育成に向け、生涯学習等における男女平等推進学習の機会を積極的に提供します。	市民館等における「男女平等推進学習」開催するに当たり、学習の企画運営への市民参画促進	市民館等における「男女平等推進学習」において市民と共に企画運営を行った。	H30(2018)	B	地域活動における方針決定過程への女性の参画を行った。	2	次年度も引き続き、市民館等における「男女平等推進学習」の企画運営への市民参画を推進していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
(36)男性が地域活動に参画できる環境づくり										
男性の地域活動への参画促進に向けて、講座等を開催します。										
97	男性の地域活動への参画を促進するための講座を実施します。	シニア世代を対象とした地域デビュー講座	教育文化会館・市民館でシニア世代を対象とした講座を実施した。	H30(2018)	B	男性が地域活動に参画できるような環境づくりを行った。	2	次年度も引き続き、男性の地域活動への参画につながる講座を提供する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

98	男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催を通じ、男性の家庭や地域活動への参画を促進します。	男女共同参画センターのイクメン研究所事業	再掲目標 I 事業番号34						市民文化局	人権・男女共同参画室
(37)地域における子どもの自己形成や社会参画の促進										
99	地域の幅広い世代の市民が主体となって、子どもたちの学習や体験活動を支援します。	地域の寺子屋事業	市内65か所で寺子屋を開講し、地域の主体的な取組により、放課後週1回の学習支援と土曜日等月1回の体験活動を実施し、世代間交流を推進した。	H30(2018) R1(2019) R2(2020) R3(2021)	B B B	寺子屋では、性別や年齢に関わらず、幅広い層の子どもと大人が参加し、交流する場となっている。	1	全小中学校への寺子屋の拡充に向けて、引き続き事業を推進していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
(38)防災分野における男女共同参画の推進と女性の参画拡大										
多様な視点を反映し地域防災力を向上させるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実に取り組みます。										
100	市民と連携した情報発信や出前講座の実施を通じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制への理解を促進します。	男女共同参画センター「女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト(JKB)」の活動	・市民グループ「女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト」と男女共同参画センターが協働し、出前形式で防災訓練等において啓発活動を行った。情報誌「すくらむ」において、女性の視点で考える防災をテーマにJKBメンバーによる記事掲載を行った。 ・「シニアシングル女性のためのサバイバル読本」を配布し、高齢女性の防災・減災に向けた啓発を行った。	H30(2018) R1(2019) R2(2020) R3(2021)	B A B	出前講座やサバイバル読本の配布を通じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災の取組の周知・啓発を行った。	2	引き続き、市民グループと連携した啓発活動を推進する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
101	避難所運営等において男女双方の参画を促進し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域防災活動を推進するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実に推進します。	防災会議など	防災対策に男女共同参画の視点を反映させるため、各種会議の委員の推薦にあたっては、女性の推薦を配慮していただくよう依頼し、女性参加を積極的に呼びかけるなど、引き続き男女共同参画の視点に配慮した取組を推進した。	H30(2018) R1(2019) R2(2020) R3(2021)	C C C	防災会議委員については、委員65名中女性5名、国民保護協議会については委員53名中5名との構成となっているため、引き続き女性比率の向上に努める。	1	引き続き、各種防災計画やマニュアルの修正に際し、男女共同参画の視点を反映できるよう取り組んでいく。また、各種会議の委員についても女性参加を積極的に呼びかけていく。	総務企画局	危機管理室
		地域防災活動における女性参画促進の取組	川崎区総合防災訓練において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として規模を縮小したが、親子が楽しめるメニューの充実化により、女性と子どもが参加し、防災に対する意識や地域防災活動参画に向けた意識の醸成を図った。当日雨天のため規模を縮小したため予定していた一部のメニューは中止となった。	H30(2018) R1(2019) R2(2020) R3(2021)	B B B	女性参画の促進に向け、川崎区総合防災訓練のメニューを工夫して実施した。当日雨天のため、予定していた一部のメニューは実施できなかったが、おおむね目標どおり達成できた。	2	次年度も引き続き、女性参画の促進に向け、取組を推進する。	川崎区役所	危機管理担当
101	避難所運営等において男女双方の参画を促進し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域防災活動を推進するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実に推進します。	地域防災活動における女性参画促進の取組	会等を通じ、避難所開設訓練等の実施に当たっては、多くの女性に参加してもらうよう、自主防災組織である町内会・自治会等に働きかけた。	H30(2018) R1(2019) R2(2020) R3(2021)	B B B	会議等を通じ、避難所開設訓練等の実施に当たっては、多くの女性に参加してもらうよう、自主防災組織である町内会・自治会等に働きかけた。	2	避難所開設訓練等に、より多くの女性に参加してもらえるよう、より効果的な呼びかけ方法等を検討する必要がある。	幸区役所	危機管理担当
		地域防災活動における女性参画促進の取組	・避難所代表者会議において、要配慮者や性別等に配慮した避難所運営を目指すよう取り組んだ。 ・総合防災訓練において、要配慮者や性別等に配慮した緊急避難場所設置・運営を実践的な方法で行った。さらにインターネットで配信するなどにより広く区民啓発を行った。	H30(2018) R1(2019) R2(2020) R3(2021)	B B B	昨年同様、避難所の運営等において、性別や年齢等に配慮し実行することができた。	2	次年度についても、避難所運営会議等において、より女性が参画しやすいような開催日時や環境を考慮し運営する必要がある。	中原区役所	危機管理担当

101	避難所運営等において男女双方の参画を促進し、固定的な性別役割分担意識にとられない地域防災活動を推進するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実を推進します。	地域防災活動における女性参画促進の取組	避難所運営会議において、避難所運営における性別への配慮や、参加者の男女の偏りが出ないように働きかけた。	H30 (2018)	C	避難所運営会議や避難所設置訓練は、一定数の女性の参加がある。一方で、避難所ルールの詳細や避難所運営体制には男女共同参画の視点をさらに取り入れる余地がある。	2	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実に向け、引き続き取り組む。	高津区役所	危機管理担当
				R1 (2019)	C					
				R2 (2020)	C					
				R3 (2021)						
	地域防災活動における女性参画促進の取組	合同避難所運営会議において、各学校の図面を使った避難所運営ゲーム (HUG) を実施し、感染症を踏まえた避難所運営や要配慮者対応について学習した。	H30 (2018)	B	避難所運営会議の女性の参加率が向上しており、HUGを通じた避難所運営について積極的な議論が行われた。	2	引き続き女性の参画を促すとともに、男女共同参画の意識を高めていく。	宮前区役所	危機管理担当	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
	地域防災活動における女性参画促進の取組	総合防災訓練のように集まった訓練の実施ができなかったものの、親子で楽しめるメニューの充実化により、多くの女性と子供が参加し、防災に対する意識や地域防災活動参画に向けた意識の醸成を図った。	H30 (2018)	C	自主防災組織本部長や避難所運営委員の多くは男性であり、地域の女性がより多く携わっていくことのできる余地がある。	2	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実に向け、引き続き取組の推進に努める。	多摩区役所	危機管理担当	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							
地域防災活動における女性参画促進の取組	引き続き区町会連合会の三役会・理事会等の各種会議で広く周知を図る。区町会連合会への委員推薦依頼があった場合には、委員の女性の比率向上の観点からも検討を行う。	H30 (2018)	B	避難所等における女性視点の重要性を啓発すると共に、「女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト」等、男女共同参画センターの事業についても周知することを狙った(緊急事態宣言の発令により総合防災訓練は中止となった)	2	引き続き防災分野における男女共同参画の必要性について周知していく。	麻生区役所	危機管理担当		
		R1 (2019)	B							
		R2 (2020)	B							
		R3 (2021)								

9 さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備

(39)高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援

就業時などの男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて高齢期に現れることに留意し、高齢者が安心して暮らせる環境整備や支援に取り組めます。

102	高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	地域包括ケアシステム推進事業	「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、「意識づくり」「仕組みづくり」「地域づくり」の取組を進めた。	H30 (2018)	B	高齢者を含めた、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられる地域の実現を目指して取組を実施できた。	2	今後も、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進する。	健康福祉局	地域包括ケア推進室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
102	高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	かわさきいきいき長寿プランに基づくサービスの提供	介護事業者等がサービスの質を向上できるように、集団指導講習会を開催するとともに適宜、指導等を行った。また、地域で暮らす市民一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指して、介護サービスの充実を図った。	H30 (2018)	B	介護は、社会全体で支えていくことが重要であると考え、男女平等推進に配慮して施策を推進した。	2	引き続き、男女平等推進に配慮して施策を推進する。	健康福祉局	高齢者事業推進課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
	高齢者虐待防止の取組	第7期かわさきいきいき長寿プランに基づき、適切に執行するとともに、虐待防止に向けた関係職員研修、事例検討会等施策を推進した。	H30 (2018)	B	高齢者が安心して暮らせるための取組を計画的に実施できた。	2	今後も、かわさきいきいき長寿プランに基づき施策を推進する。	健康福祉局	地域包括ケア推進室	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							

102	高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	居住支援	「川崎市居住支援協議会」にて、入居者・支援者に正しく理解してもらいたい賃貸借契約に関するポイントをまとめた「サポートブック」を作成し周知啓発した他、同協議会の入居支援体制の更なる充実を図り、相談者ニーズに幅広く対応できる体制を整備した。	H30(2018)	B	「川崎市居住支援協議会」において、居住支援制度の推進も含め、幅広く入居機会の確保と居住の安定に向けた検討を行い、施策の充実に努めた。	2	引き続き、関係部署、関係機関との連携を強化していく必要がある。	まちづくり局	住宅整備推進課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
103	希望する高齢者の就業の機会を確保するとともに、各種講座等の開催や外出の支援等に取り組むことにより、生きがいがつくりと社会参加を促進します。	高齢者就労支援事業	シルバー人材センターに対し支援を行い、健康で働く意欲を持つ高齢者に会員登録していただき、臨時的・短期的又は軽易な業務に係る就業機会の確保を図った。	H30(2018)	B	女性向けの仕事の受注拡大のため、女性会員に適した就業機会の確保及び拡充を図った。	2	引き続き、会員の増強と就業機会の拡大を両輪とした取組を推進する必要がある。	健康福祉局	高齢者在宅サービス課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
	生涯現役対策事業	高齢者のいきがい・健康づくりや社会参加の促進につながる「傾聴講座」、「パソコン・スマホ講座」、「シニアライフ講演会」を企画・開催した。	H30(2018)	B	講演会は「コロナ時代を生きるヒント」と題し、男女ともに多くの方が来場した。	2	交通の便が良く、Wi-Fi環境の整った会場の確保の検討が必要。	健康福祉局	高齢者在宅サービス課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							

(40)障害者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活及び社会参加への支援

障害があることに加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることや、課題やニーズが男女で異なる場合があることに留意し、障害者が安心して暮らせる環境整備や支援に取り組みます。

104	障害者が地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	地域包括ケアシステム推進事業 再掲目標Ⅲ 事業番号102						健康福祉局	地域包括ケア推進室	
		障害者日常生活支援事業	地域における生活の場や日中活動の場の運営支援等により障害者支援事業を推進した。	H30(2018)	B	障害者が地域において安心して生活できるよう、生活の場や日中活動の場の運営支援の取組を実施した。	2			次年度も引き続き、障害者の地域生活に関する取組を推進する。
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
	R3(2021)									
	障害者虐待防止の取組	・24時間365日対応の川崎市障害者虐待通報ダイヤルを運用し、受付・相談窓口の体制強化を行った。 ・市職員及び事業者向けの研修を実施し、職員等の知識の向上、普及・啓発を行った。	H30(2018)	B	障害者が地域で安心して暮らせる環境整備に向け、計画していた取組を実施した。	2	次年度も引き続き、受付・相談窓口の体制を維持し、市職員及び事業者に対する啓発等に関する取組を推進する。			
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
R3(2021)										
104	障害者が地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	障害者差別解消の取組	・チラシやクリアファイル等の配布や、市ホームページへ「障害のある方へのサポートブック」の公開を行い、周知啓発を行った。 ・新規採用職員、新任係長、新任課長の各階層別研修や全庁職員向けeラーニング研修において「障害のある方へのサポートブック」の内容を追加する等、職員の理解を深める取組を行った。	H30(2018)	B	障害者が地域で安心して暮らせるように、差別解消に向けた各種取組を計画どおり実施した。	2	次年度も引き続き、市民及び市職員に対する啓発等に関する取組を推進する。	健康福祉局	障害計画課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
	居住支援	再掲目標Ⅲ 事業番号102						まちづくり局	住宅整備推進課	

105	障害者の働く意欲の実現と企業側の雇用促進につながる取組を推進するとともに、市民等と連携してイベントや普及啓発活動を行い社会参加の機会を充実を図ります。	障害者就労支援事業	市内3か所の地域就労援助センターを中心とした障害者の就労支援を行うとともに、企業応援センターかわさきにおいて、企業向けの障害者雇用促進ネットワーク会議を開催し、障害者雇用に係わる理解の促進を図った。	H30(2018)	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、障害のある方の就労や雇用の促進に向けて計画していた取組が一部実施できなかった。	2	引き続き、個々の障害特性に応じた就労支援を実施するとともに、企業に対する雇用支援を実施する。	健康福祉局	障害者社会参加・就労支援課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
	障害者社会参加促進事業	昨年度まで障害者週間に合わせて、「手をつなぐフェスティバル」とどろきアリーナで開催していたが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大のため中止している。なお、「手をつなぐフェスティバル」の中の「障害者週間における川崎市長表彰式」を関係者のみで実施している。	H30(2018)	B	新型コロナウイルスの感染拡大により、障害者福祉の理解促進・普及啓発に向けて、一部計画していた取組が実施できなかった。	2	障害者福祉の理解促進・普及啓発に向けて、障害者の社会参加の取り組みを実施する。	健康福祉局	障害者社会参加・就労支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	D						
			R3(2021)							

(41)外国人市民に対する支援の充実と暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進

言葉や文化の違いに加え、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意した支援や、安心した暮らしに向けた環境の整備に取り組めます。

106	外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	国際交流センターでの多言語情報提供、相談の実施	公財)川崎市国際交流協会及び川崎市国際交流センターHPやSNSにおける市政情報や、(公財)川崎市国際交流協会が発行する「K I A Nハローかわさき」等において外国人に役立つ情報提供などを多言語で行った。	H30(2018)	B	多言語による情報提供や窓口相談において、男女共同参画の視点に配慮しながら実施した。	1	引き続き、掲載情報や配布場所の拡充を検討しながら、情報提供の充実を図るとともに、多文化共生総合相談ワンストップセンターの利用についても周知を図っていく。多文化共生総合相談ワンストップセンターについては、相談受付時間を拡充する。	市民文化局	多文化共生推進課		
			また、外国人相談窓口である多文化共生総合相談ワンストップセンターについては、令和2年度は2,895件の利用があった。	R1(2019)	B							
				R2(2020)	B							
				R3(2021)								
106	外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	指針に基づいた外国人市民施策の推進(外国人市民代表者会議による提言、行政サービスの充実、多言語による情報提供の充実)	・川崎市多文化共生社会推進指針の中で、外国人市民に対する行政サービスの充実をあげ、全庁的な取組を進めた。	H30(2018)	B	外国人市民及び女性の委員を含めて構成された多文化共生社会推進協議会及び男女ほぼ同数の外国籍市民26人により構成された外国人市民代表者会議による審議が行われるなど、外国人市民が安心して生活できるように、多文化共生社会推進指針に基づき、施策を推進した。	2	川崎市多文化共生社会推進指針に基づき外国人市民に対し行政サービスの充実等を図っていく。「川崎市に住む外国人の皆さんへ」、「川崎市の多言語広報資料一覧」を引き続き配布するとともに、ホームページ上でのやさしい日本語及び外国語によるページを増やし、日本語能力が十分でない外国人市民への情報提供の充実に向けた取組を推進する。	市民文化局	多文化共生推進課		
			・「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を改訂し、掲載内容や対応言語を拡充した。各区役所・支所、市民館、図書館等に送付し、配架や外国人市民への配布を依頼した。ホームページ上でも公開し、広く利用できるようにしている。								R1(2019)	B
			・「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」を作成・公表・配布するとともに、市職員向けに〈やさしい日本語〉研修をeラーニングで実施した。								R2(2020)	B
			・ホームページで情報を発信する際は、通常の日本語のページと合わせ「やさしい日本語」のページや多言語サイトにも情報を掲載する等、外国人市民への広報の充実を推進した。								R3(2021)	
	市民館等における外国人市民への日本語の学びの場の提供	教育文化会館・市民館で識字学習活動を行った。	H30(2018)	B	外国人市民に対する支援を行った。	2	次年度も引き続き、市民館等において外国人市民への日本語の学びの場を提供していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課			
			R1(2019)	B								
			R2(2020)	B								
			R3(2021)									

106	外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	居住支援	再掲目標Ⅲ 事業番号102				まちづくり局	住宅整備推進課	
	外国人母子への支援の充実	9か国語の外国語版母子健康手帳を必要な妊婦に配布した。必要時、通訳同行やタブレットによる通訳サービス等を活用して母子保健事業の実施に際し、母国語での情報提供を実施した。乳幼児健康診査の間診票等の帳票を11の言語に翻訳した。	H30 (2018)	B	外国人市民が安心して出産・育児ができるように、各母子保健事業の資料の外国語版を活用した。また、必要時、通訳等を活用した。	2	外国人市民が安心して出産・育児を迎えることができるよう事業を安定的に継続していく。	こども未来局	こども保健福祉課
	子育て世代の外国人市民への情報提供の実施	・乳幼児発達相談等で活用できる英語版相談票を作成した。 ・乳幼児健診の多言語版問診票のQRコードを載せたチラシを作成し健診案内時に発送した。 ・早期から相談機関につながれるよう、相談機関の案内を多言語で用意し、母子手帳交付時や新生児訪問、健診時に配布した。	H30 (2018)	B	子育て世代の外国人市民が安心して暮らすことのできるような取組を実施した。	2	次年度も引き続き、子育て世代の外国人市民への情報提供を推進する。	川崎区役所	地域支援課
	外国人市民母子健康の充実	・母子健康手帳交付時や転入手続き時に多言語での母子健康手帳・子育てチャート・外国人窓口相談のリーフレットを活用して、情報提供を実施した。また、必要時ポケットークやタブレット端末を用いたテレビ電話通訳を活用した。	H30 (2018)	B	多言語の情報提供できる資料を整理し、来所時には丁寧に対応した。	2	引き続き実施する。	幸区役所	地域支援課
	外国人市民が母子保健サービスを受けやすくするために、必要に応じて外国語版の資料配布や通訳等派遣	母子健康手帳交付時に、必要に応じて外国語版母子健康手帳を資料として配布したり、外国籍の方のための育児グループや他機関が実施している教室等の情報を提供した。また、通訳アプリやオンライン通訳等を活用し、対象の方の状況に応じた母子保健情報やサービスを提供した。 【男女平等に配慮した点】 外国籍の方が夫婦で来所した際には、夫婦一緒に説明や情報提供を行った。	H30 (2018)	B	計画通り実施し、必要な情報提供や支援を実施した。	2	引き続き、外国籍の方への情報提供を充実させるとともに、訪問事業や乳幼児健診等の事業で、通訳アプリやオンライン通訳、通訳ボランティア等を活用し、支援を必要とする外国籍母子へ保健情報や育児情報を提供する。	中原区役所	地域支援課
	母子健康手帳交付や転入手続き時等の外国人母子への支援の充実	高津区子育て情報ガイド等で情報提供を行った。必要時通訳同伴の家庭訪問やタブレットの通訳アプリを利用した情報提供や指導を行った。	H30 (2018)	B	外国語版妊娠届出書や外国版健診問診票を使用。情報提供、指導時に通訳アプリを利用し齟齬がないよう努めた。また、外国語版母子手帳の交付を行い、夫と情報を共有できるようにした。	2	母国語での情報が得られる相談機関等の情報提供を行う。父母や父母の友人等からの相談には丁寧な地対応を行い、安心して育児ができるよう支援をしていく。	高津区役所	地域支援課
	外国人市民母子健康の充実	妊娠中で外国語を母国語とする方へ、副読本として外国語版母子健康手帳を交付した。支援が必要な方へは個別に対応した。	H30 (2018)	B	外国語での説明が必要な方には、タブレットの翻訳機能を活用したり、外国語が話せる職員が対応した。	2	引き続き外国語を母国語とする母子等が安心して子育てできるよう、丁寧な対応・適切な情報提供を行い、支援の必要な親子には個別に対応していく。	宮前区役所	地域支援課

106	外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	外国人市民母子健康の充実	母子手帳配布時の外国語版副読本配布や他機関の外国人母子グループ等の情報提供を行ない、必要に応じて個別支援を行なった。	H30 (2018)	B	母子健康手帳に関する説明を行うと同時に、外国人親子に係る関係機関の紹介を必要に応じて行った。 【男女平等に配慮した点】 外国の方に対する母子手帳交付時に個別に父母に必要な情報を提供した。	2	引き続き、母子手帳交付時に外国語版副読本を配布し、必要な方には個別支援を実施する。 必要に応じて他機関で実施している外国籍の母子グループや相談機関について紹介する。	多摩区役所	地域支援課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
	外国人市民母子健康の充実	外国人市民が健康で安心して生活できるようにするために、外国人市民に対応した用紙、手帳を活用する等の環境整備を行った。面談の際には、タブレットによる通訳を活用した。	外国人の市民が健康で安心して生活できるように、外国語のリーフレットを活用し丁寧な対応に心がけた。言語が通じにくいケースには通訳を適時活用した。	H30 (2018)	B	外国人の市民が健康で安心して生活できるように、外国語のリーフレットを活用し丁寧な対応に心がけた。言語が通じにくいケースには通訳を適時活用した。	2	外国籍の方が安心して生活できるよう窓口等で適切な情報提供を行う。	麻生区役所	地域支援課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
107	互いの文化や生活の理解が進むよう交流機会の充実に努めます。	国際交流協会、民間交流団体等による共催事業	毎年、市民と外国人とのふれあいを深める相互理解と友好親善を促進するため、川崎市内の民間交流団体をはじめ、地域団体等と連携しながら、インターナショナルフェスティバルを開催していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、イベントが中止となった。 他国の情勢や文化への理解を深めることを目的とした、地球市民講座については、感染症拡大防止対策を講じ、開催した。	R2 (2019)	B	一部事業は中止したものの、各事業において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じたうえで、男女共同参画の視点に配慮しながら実施した。	2	川崎市内の民間交流団体をはじめ、地域の学校、商店街、町内会との連携を深めながら、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じたうえで、各種のイベントや活動発表などを通じて、市民と外国人とのふれあいを深め相互理解と友好親善を促進していく。	市民文化局	多文化共生推進課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	C					
				R3 (2021)						
107	互いの文化や生活の理解が進むよう交流機会の充実に努めます。	市民まつり等への参加を通じた互いの交流	例年、外国人市民代表者会議として、かわさき市民祭りやインターナショナルフェスティバル in カワサキ、多文化フェスタさいわいのイベントに参加することで、外国人市民が来場者との交流や相互理解を深めるとともに、代表者会議の広報を行っていたが、今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、イベントが中止となり、参加ができなかった。	H30 (2018)	B	今年度はイベントに参加できなかったため、事業を推進できなかった。	2	各種イベントが開催され次第、外国人市民代表者会議として参加し、市内には多様な外国人市民が生活・活動していることや、各国の文化を紹介すること等を通じて、互いの理解と交流を深める。	市民文化局	多文化共生推進課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	C					
				R3 (2021)						

(42)ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できるよう、課題やニーズが男女で異なる場合があることに留意し支援を実施します。

108	ひとり親家庭に対して、就業支援、自立支援を実施します。	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度、高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業等の実施	ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けた取組として、男女分け隔てなく、平等に情報発信に努めるとともに、各事業を適切に実施した。なお、当該事業においては新型コロナウイルスを起因とした、支援手法の変化や利用者数の増減等の影響はない。	H30 (2018)	B	掲げた取組については適切に実施している。	2	コロナ禍において、ひとり親家庭が特に厳しい状況に置かれていることをしっかりと意識しながら適切に取組を進めていく。	こども未来局	こども家庭課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						

109	ひとり親家庭に対して、生活支援や経済的な支援、入居支援を実施します。	児童扶養手当、医療費助成事業、日常生活支援事業、等の実施	ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けた取組として、男女分け隔てなく、平等に情報発信に努めるとともに、手当の支給等の経済的支援をはじめとした各事業を適切に実施した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置等により非正規雇用等で収入の少ないひとり親家庭が大きく影響を受けたことから、市独自及び国一律の臨時給付金を支給するなどの対応も行った。	H30(2018)	B	掲げた取組については適切に実施している。	2	コロナ禍において、ひとり親家庭が特に厳しい状況に置かれていることをしっかりと意識しながら適切に取組を進めていく。	こども未来局	こども家庭課
			参考 ひとり親家庭の生活支援に資する市内の取組 ●母子生活支援施設年間延在籍世帯 17世帯 (こども保健福祉課) ●子育て短期利用事業 ひとり親家庭の延べ利用人数 564人 (児童家庭支援・虐待対策室)	R1(2019)	B					
	居住支援	再掲目標Ⅲ 事業番号102							まちづくり局	住宅整備推進課
110	ひとり親家庭を対象としたさまざまな支援情報等を提供するとともに、利用しやすい相談を実施します。	男女共同参画センターひとり親家庭への情報提供事業	・男女共同参画センターにおいて、ひとり親家族等を対象としたオンライン講座を計3回開催し、計延べ25名の参加があった。 ・ひとり親男性やその家族への情報提供を目的とした「みんなどうしている？」を、引き続き、男女共同参画センターホームページに掲載し、情報提供を行った。	H30(2018)	B	ひとり親やひとり親になる可能性がある人に対し、不安解消や問題解決のための講座を行った。	2	引き続き、講座の実施や啓発冊子の公開を通じた情報提供事業を推進する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
110	ひとり親家庭を対象としたさまざまな支援情報等を提供するとともに、利用しやすい相談を実施します。	リーフレット等作成・配布、メルマガ配信等による制度周知	コロナ禍において、国の(ひとり親家庭も利用可能な)生活支援情報等を含め、メルマガ等を有効活用し、必要な情報を随時発信した(機会を捉えて登録を勧奨したことにより、登録者数は約1,500人にまで増加)ほか、支援施策を一冊にまとめたガイドブックを児童扶養手当受給世帯に直接配布を行ったほか、臨時給付金の対象となることで新たに把握可能となった遺族年金等の受給を受けていることにより児童扶養手当の対象となっていない世帯等についてもメールマガジンの案内のほか、個々の状況を伺っていく中で、必要に応じてガイドブックを郵送した。	H30(2018)	B	掲げた取組については適切に実施している。	2	コロナ禍において、ひとり親家庭が特に厳しい状況に置かれていることをしっかりと意識しながら適切に取組を進めていく。	こども未来局	こども家庭課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
	川崎市母子・父子福祉センターにおける相談事業の実施	ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けた取組として、男女分け隔てなく、生活・就労等に関わる相談を受け、生活支援員の派遣や資格取得に関わる講座の案内を行ったほか、その方の状況に応じた就労等支援機関(キャリアサポート川崎やだいJOBセンター等)を案内した。なお、母子・父子福祉センターにおいては、事業の性質上、急を要する相談はないため、コロナ禍において、取組等大きな変化はない(生活費→児童家庭や社協の緊急小口資金。離職→各就労支援機関に直接電話等が行っていると思われる。)	H30(2018)	B	掲げた取組については適切に実施している。	2	コロナ禍において、ひとり親家庭が特に厳しい状況に置かれていることをしっかりと意識しながら適切に取組を進めていく。	こども未来局	こども家庭課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							

(43) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援											
女性は育児や介護等のため、就業継続が難しくなったり非正規雇用に就いたりするなど生活上の困難に陥りやすいことなどを踏まえ、経済的に困難な状況にある人への支援を実施します。また、家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないよう子どもへの支援を行います。											
111	生活基盤の確保や自立にむけた支援を行います。	ホームレスの方への支援として、自立支援センター事業、アフターケア事業、巡回相談事業など	・巡回相談事業では、市内に起居するホームレス等の日常生活や健康に関する相談を受け、生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下「自立支援センター」という。）の入所や医療機関への受診につなげた。	H30 (2018)	B	左記実績のとおり、巡回相談事業、自立支援センター事業、アフターケア事業を行い、ホームレスの自立を促進した。 【男女平等に配慮した点】 自立支援センター南幸町等において、女性ホームレスの受入れを行い、個々の自立阻害要因に対応した支援を行った。	2	・第4期川崎市ホームレス自立支援実施計画等に基づき、引き続きホームレスの自立支援に向けた取組を推進する。 ・また、自立支援センター南幸町等において女性ホームレスの支援を継続する。	健康福祉局	生活保護・自立支援室	
			・自立支援センター事業では、市内3か所の施設等において、宿所及び食事の提供のほか、就労支援、生活支援等を行い、入所者の自立に向けた支援を行った。	R1 (2019)	B						
			・災害等により緊急的に避難を必要とするホームレスに対し、緊急一時保護を行った。	R2 (2020)	B						
			・自立支援センター南幸町において、要介護状態にあるホームレス等の受入を行った。	R3 (2021)							
	市営住宅優遇制度	年4回の定期募集において、ひとり親家庭を対象に、抽選の当選確率を高める優遇制度を継続して実施した。			H30 (2018)	B	ひとり親家庭が市営住宅へ優先的に入居出来るよう配慮した。	2	引き続きひとり親家庭を対象とした優遇制度を実施する。	まちづくり局	市営住宅管理課
					R1 (2019)	B					
					R2 (2020)	B					
					R3 (2021)						
	就業支援ポータルサイトによる情報提供、「キャリアサポートかわさき」や「若者サポートステーション」の事業案内	・就業支援ポータルサイト「JOB-1かわさき」において、求人情報や就業支援機関、就業関係イベント情報などを掲載した。	・「市政だより」や情報誌「かわさき労働情報」において、「キャリアサポートかわさき」や「コンネクションかわさき（若者サポートステーション）」の事業案内記事を掲載した。		H30 (2018)	B	性別に関わらず、生活基盤の確保や自立に向けた就業機会を得られるよう、求人情報や就業支援に係る情報を広報する取組を実施した。	2	・引き続き、就業支援ポータルサイト「JOB-1かわさき」において、求人情報や就業支援機関、就業関係イベント情報などを掲載する。	経済労働局	労働雇用部
					R1 (2019)	B					
R2 (2020)					B						
R3 (2021)											
生活基盤の確保や自立にむけた支援を行います。	川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）	現に経済的に困窮している市民に対して、就労支援を中心に、精神保健支援、居住支援、家計改善支援、法律相談等の専門支援を、相談者の状態に応じて、寄り添い型で実施した。		H30 (2018)	B	性別を含む相談者の属性や状態に応じた、求人開拓やマッチング等の就労支援や精神保健支援、居住支援、家計改善支援等を行い、男女どちらに対しても、日常的・社会的・経済的に自立できるよう支援した。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	健康福祉局	生活保護・自立支援室	
				R1 (2019)	B						
				R2 (2020)	B						
				R3 (2021)							
「貧困の連鎖」の防止に向けて、困難を抱える子どもに対する支援を実施します。	生活保護受給世帯の中学生への学習支援・居場所づくり事業	生活保護受給世帯等の小・中学生に対し、高校等への進学に向けて、市内14か所で事業を実施した。		H30 (2018)	B	男女どちらも利用・参加しやすいように配慮した。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	健康福祉局	生活保護・自立支援室	
				R1 (2019)	B						
				R2 (2020)	B						
				R3 (2021)							

112	「貧困の連鎖」の防止に向けて、困難を抱える子どもに対する支援を実施します。	ひとり親家庭等生活・学習習慣習得支援事業及び学習支援・居場所づくり事業の実施	子どもに対する学習等支援について市内16か所において、生活習慣習得や学習に関する支援を実施した（緊急事態宣言発令時においては支援が必要な児童に対する最小限度の居場所の提供にとどめ、電話による状況の確認のほか、学習等についてはオンラインや、プリントの郵送配布を行うなど、柔軟な対応により支援が途切れることがないように実施した。なお、令和2年度から「ひとり親家庭等生活・学習習慣習得支援事業」を「ひとり親家庭等学習支援・居場所づくり事業」に統合して実施した。	H30(2018)	B	掲げた取組については適切に実施している。	2	コロナ禍において、ひとり親家庭が特に厳しい状況に置かれていることをしっかりと意識しながら適切に取組を進めていく。	こども未来局	こども家庭課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
	学校へのスクールカウンセラーの配置及び派遣・スクールソーシャルワーカーの派遣	・市立中学校へのスクールカウンセラーの配置、市立小学校、特別支援学校、高等学校への学校巡回カウンセラーの派遣、各区1名以上のスクールソーシャルワーカーの配置を行い、子どもが置かれている様々な状況に応じた支援を行った。	H30(2018)	B	児童生徒、保護者等に、専門性を生かした相談活動を行い、必要に応じて関係部署等と連携しながら支援を行った。	2	引き続き、関係機関との連携を充実していけるよう、取組を推進していく。	教育委員会事務局	(SC)総合教育センター(SSW)教育政策室	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
	就学援助	経済的理由により就学が困難な学齢児童生徒、就学予定者の保護者に対して必要な援助費を支給することにより、義務教育を円滑に実施した。	H30(2018)	B	男女問わず、経済的理由により就学が困難な学齢児童生徒、就学予定者の保護者に対して必要な援助を行った。	2	次年度も引き続き、経済的に困難な状況にある人への援助を行う。	教育委員会事務局	学事課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							
奨学金	能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して、奨学金を支給・貸付した。	H30(2018)	B	男女問わず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して必要な支援を行った。	2	次年度も引き続き、経済的に困難な状況にある人への支援を行う。	教育委員会事務局	学事課		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)								
(44)ニートなどの状態にある若者に対する就労・自立の促進										
113	ニートなどの状態にある若者に対して、就労に関する講演会やセミナー、相談事業などを実施し、自立に向けた支援を行います。	地域若者サポートステーション事業と連携した若年者への職業的自立支援	厚生労働省の委託事業である「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、自立や就労に課題を抱える若年無業者等を対象に、相談や職業意識啓発の事業を実施することにより職業的自立を支援した。	H30(2018)	B	若者に対する就労・自立の促進に向けた取組を実施した。	2	引き続き、「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、自立や就労に課題を抱える若年無業者等を対象に、相談や職業意識啓発の事業を実施することにより職業的自立を支援する。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
113	ニートなどの状態にある若者に対して、就労に関する講演会やセミナー、相談事業などを実施し、自立に向けた支援を行います。	キャリアサポートかわさきの若年者向けの「就職準備セミナー」	キャリアサポートかわさきにおいて、ニートなどの状態にある若者に対して効果的なテーマ設定（就職活動の基礎、ビジネスコミュニケーション等）を行い、「就職準備セミナー」を実施した。	H30(2018)	B	若者に対する就労・自立の促進に向けた取組を実施した。	2	引き続き、川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、就職活動に必要な知識・スキルを身に付けるための「就職準備セミナー」を実施する。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
(45)性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進										

人権尊重の観点から、性的マイノリティについての理解を促進するとともに、性同一性障害に関する相談支援を行います。										
114	性的マイノリティの人々の人権を尊重する観点から啓発活動等を実施します。	市民、事業者、団体等に対する性的マイノリティについての普及活動の推進	・オンライン映画上映やオンライン「トークショー」等のイベントである「川崎市人権啓発オンライン上映&トークショー「ピープルデザインシネマ2021」を開催し(R3.3.19)、市民への意識普及を図ったほか、当事者・家族・支援者による、オンライン「情報共有ルーム」を開催した。 ・かわさき人権フェア(R2.11.23)において、において、関連するNPO等のリーフレットを配架し、相談窓口等の周知を図った。 *事業者向けの取組は項目28にて記載	H30(2018)	B	・男女平等はもとより、多様な性のあり方についての考え方を広く市民に周知することができた。	1	・性的マイノリティ当事者の社会生活上の障壁を取り除くための取組を引き続き実施していく必要がある。 ・令和元年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」において、性的指向や性自認も含めたあらゆる事由による不当な差別的取扱いを禁止しており、その考え方を周知するため、引き続き、啓発活動を進めていく必要がある。	市民文化局	人権・男女共同参画室(人権班)
		人権・男女共同参画推進連絡会議的マイノリティ専門部会の開催	研修との合同開催により、専門部会を1回開催した。	H30(2018)	B				研修との合同開催により、男女平等はもとより、多様な性のあり方について、関係職員の理解を深めることができた。	2
115	性的マイノリティの人々の人権を尊重する観点から相談支援を実施します。	性同一性障害に関する相談支援	再掲目標I 事業番号22					こども未来局	児童相談所	
		性同一性障害に関する相談支援	再掲目標I 事業番号22					健康福祉局	精神保健福祉センター	
		性同一性障害に関する相談支援	再掲目標I 事業番号22					教育委員会事務局	教育相談センター	

10 生涯を通じた健康支援

(46)生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進

生活習慣や身体的な特徴の違いによって男女異なる健康上の問題に直面することを踏まえ、人生のステージにあった健康づくりを支援します。

116	男女の性差に応じた、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を推進します。	健康増進計画に基づく普及啓発(年代、性差に応じた運動習慣の啓発、働きかけの推進等を含む)	事業やイベントを通して啓発を行った。 3月の女性の健康週間に、広報を行った。	H30(2018)	B	男女の性差に応じた健康に関する啓発を行った。	2	引き続き事業を実施し、啓発を進める。	健康福祉局	健康増進課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
116	男女の性差に応じた、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を推進します。	健康教育推進事業	健康教育に関する講演会等を行う。	H30(2018)	B	健康教育に関する講演会を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。	2	次年度は、実施方法を検討し、健康教育に関する講演会等を行う。	教育委員会事務局	健康教育課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	C					
				R3(2021)						
117	更年期・高齢期の健康づくり、介護予防に自主的に取り組めるよう支援します。	介護予防事業、介護予防活動	事業やイベントを通して啓発を行った。	H30(2018)	B	地域での活動は女性の参加が多いため、積極的に男性の参加を呼びかけた。	2	引き続き事業を実施し、市民が主体的に取組を行う支援を行う。	健康福祉局	健康増進課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
	区における取組	・地域の自主活動が安心・安全に継続できるよう、活動団体に対し感染対策や運営の相談対応を実施した。 ・地域での集団活動の自粛が求められる中、区のオリジナル体操「ほほえみ元気体操」を川崎市公式YouTubeチャンネルに配信した他、希望者へのDVDの貸し出しやリーフレットの配布等を行い、個人での健康づくり・介護予防を支援した。	H30(2018)	B	コロナ禍で従来の活動が自粛・制限される中、これまでの地自助・互助の意識や取組が衰退することのないよう支援した。	2	次年度も引き続き、更年期・高齢期の健康づくり・介護予防に主体的に取り組めるよう自主活動の支援や、知識普及のための講座の開催、情報提供等の取組を推進する。	川崎区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)							

117	更年期・高齢期の健康づくり、介護予防に自主的に取り組めるよう支援します。	区における取組	・新型コロナウイルス感染予防対策を周知しながら、健康づくりや介護予防を目的とした区内56の自主グループの活動支援を実施した。	H30(2018)	B	自主グループの状況に合わせて、主体的かつ継続的な活動ができるよう支援ができた。	2	引き続き主体的な健康づくりや介護予備活動ができるよう支援する。	幸区役所	地域支援課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
117	各自主グループの活動支援を行うとともに、活動の担い手の発掘や養成の実施	新型コロナ感染対策を講じた上で不安を軽減しながら健康づくり・介護予防活動を実施できるよう「通い場×新型コロナウイルス対策」をタイトルとした講演会を開催しました。受講者を制限しながら50名(うち13名)の参加があった。	H30(2018)	B	地域活動に携わる人を対象とし、男女の別なく、幅広く参加できるよう工夫をした。	2	引き続き、多くの区民が健康づくりや介護予防に取り組むことができるよう、普及啓発を行うとともに、既存の活動支援や新たな通い場づくりを支援する。	中原区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
				R3(2021)						
117	健康づくり・介護予防事業の実施と、自主グループの活動支援の実施	介護予防講演会、グループ支援、出前講座、区民が出席する会議等において広く介護予防・健康づくりの普及啓発を行った。一般介護予防事業として実施している「いこい元気広場」の広報をし参加を促した。高津公園体操の継続支援、立ち上げ支援をした。	H30(2018)	B	どの講座においても男女共に参加があった。 【男女平等に配慮した点】 男女共に参加しやすいような講座、広報を行った。	2	引き続き、男女共に参加しやすいような講座の企画、広報を行っていく。	高津区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
				R3(2021)						
117	更年期・高齢期の健康づくり、介護予防に自主的に取り組めるよう支援します。	区における取組	保健師等の専門職が地域へ出向き、健康づくりや介護予防等の住民主体の活動の場で健康講話や介護予防に関する普及啓発を行った。	H30(2018)	B	自主的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう支援した。また、子育て中の親が若い頃から健康づくりに取り組めるよう働きかけた。	2	引き続き、地域へ出向いて健康づくり・介護予防に関する普及啓発を実施する。	宮前区役所	地域支援課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
117	区における取組	保健師等の専門職が地域へ出向き、サロンや健康づくり・介護予防等の住民主体の活動の場で、健康講話や介護予防に関する普及啓発を行った。健康づくりボランティア・食生活改善推進員養成教室やボランティア学習会を開催。 【男女平等に配慮した点】 男女共に参加しやすいように各種講座やグループ活動の企画・広報・支援をした。	H30(2018)	B	自主的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう、実践を交えて実施した。また、子育て中の母親が若いころから健康づくりができるよう働きかけた。 コロナ禍で時間短縮、感染予防を踏まえて安全に配慮して実施をし、養成講座は予約者7名中参加者7名参加し、健康づくり・介護予防の地域活動に繋がった。ボランティア学習会は、予約者17名中、参加者が8名で両事業とも男女ともに参加し、健康づくり・介護予防に意欲的で継続的に地域活動を実施した。	2	引き続き、地域へ出向いて健康づくり・介護予防に関する普及啓発を実施していく。 引き続き、地域のボランティアと共に子育てサロンや子育てグループを開催する。	多摩区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
				R3(2021)						
117	区における取組	いこいの家等で健康体操や口腔ケア、食生活の改善等についての健康講話を行った。また「ボランティア活動が健康にもたらす効果」をテーマとした講演会を開催し、健康づくり・介護予防グループが自主的な活動を継続できるよう支援した。健康づくり、介護予防を目的とした麻生区独自の体操が誰もが自宅でできるようにYouTubeにアップした。	H30(2018)	B	健康づくりは男性・女性共通で取り組める内容のため、目標を達成できた。また健康づくり・介護予防グループが自主的な活動を継続できるよう支援した。	2	健康体操や口腔ケア、食生活の改善等健康づくり、介護予防に関する普及啓発を実施する。	麻生区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
				R3(2021)						

(47)妊娠・出産などに関する健康支援										
女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化を踏まえ、妊娠・出産等についての希望を実現できるよう医療体制の確保や相談支援を行います。										
118	周産期医療体制の確保に向けた取組を推進します。	総合(地域)周産期母子医療センターを運営する医療機関を支援する。	総合(地域)周産期母子医療センターの運営に対する補助を行った。	H30(2018)	B	総合(地域)周産期母子医療センターを運営する医療機関に対し、運営費の補助を適切に行った。	2	引き続き、総合(地域)周産期母子医療センターの運営を支援し、妊産婦が安心して出産ができる医療体制の確保を図る。	健康福祉局	保健医療政策室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
118	新生児集中治療管理室(NICU)の安定的稼働	NICU(新生児特定集中治療室)を安定的に稼働させ、集中治療が必要な新生児に医療を提供した。	NICUの安定的に稼働させ、集中治療が必要な妊婦及び新生児に医療を提供し、相談支援を行った。	H30(2018)	B	NICUの安定的に稼働させ、集中治療が必要な妊婦及び新生児に医療を提供し、相談支援を行った。	2	今後も引き続き、NICUを安定的に稼働させ、集中治療が必要な新生児に医療を提供し相談支援を行っていく。	病院局	川崎病院事務局庶務課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
119	妊産婦等への心身の健康保持に向けた取組を実施します。	母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査費用の助成 妊娠・出産包括支援事業 両親学級の実施	妊産婦等の健康保持に向けて、以下について実施した。 ・母子健康手帳の交付及び看護職による個別相談支援 ・妊婦健康診査費用の助成 ・両親学級の実施 ・妊娠期や出産後の家庭訪問による相談支援の実施 ・妊娠中から産後の電話相談を受け付け、支援が必要な方へ産後ケアを実施した。	H30(2018)	B	妊産婦等への心身の健康保持に向けた各種取組を実施したため。	2	今後も引き続き妊産婦等への心身の健康保持に向けた取組を継続していく。	こども未来局	こども保健福祉課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
119	助産外来の運営	市立川崎病院で助産外来を運営していく中で、助産外来における助産師の実践能力の評価を実施し、業務に反映した。	市立川崎病院で助産師実践能力の評価結果から助産外来の質向上のための教育システムを整備した。	H30(2018)	B	助産師実践能力の評価結果から助産外来の質向上のための教育システムを整備した。	2	妊産婦の様々なニーズに対応できるよう、アンケート等を行い、業務に反映していく。	病院局	川崎病院事務局庶務課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
120	不妊に悩む男女への支援を実施します。	特定不妊治療費用一部助成 不妊・不育専門相談センター専門相談	・特定不妊治療(体外受精・顕微授精)による不妊治療の費用及び男性不妊治療(R2助成件数:2020件)。新型コロナウイルスの影響で治療を延期した妻の年齢及び所得要件を緩和し、所得急変者へは見込み所得により要件適用を行った。令和3年1月1日以降の治療終了者については所得制限を撤廃し、助成回数の上限を子どもごとに設定、事実婚も助成対象にした。 ・不妊・不育専門相談センターにおいて不妊・不育の専門相談を実施(R2相談件数:39件、妻39人、夫34人來所)。	H30(2018)	B	・不妊に悩む夫婦に対して、不妊治療の費用を助成したため。 ・不妊・不育専門相談センターにおいて、不妊・不育に悩む男女に対して専門相談を実施したため。	2	制度の拡充について適切に周知するとともに、不妊・不育専門相談センター及び助成制度の周知を継続して実施していく。	こども未来局	こども保健福祉課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
120	不妊外来の運営	当院には不妊治療専門のスタッフが不在なため、専門クリニック等を紹介している。	スタッフ不在のため、不妊外来の再開は困難である。	H30(2018)	B	スタッフ不在のため、不妊外来の再開は困難である。	2	引き続き患者のニーズに応じていく。	病院局	川崎病院事務局庶務課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						
(48)性差医療の推進										
男女で、かかりやすい病気や病態が異なることを考慮し、的確な医療を推進します。										
121	女性医師のいる医療機関についての情報提供を行います。	医療機関検索サイト「かわさきのお医者さん」により、女性医師に診てもらえる医療機関の情報提供を行う。	医療機関検索サイト「かわさきのお医者さん」により、女性医師に診てもらえる医療機関の情報提供を行った。	H30(2018)	B	「かわさきのお医者さん」を円滑に運営することにより、女性医師に診てもらえる医療機関等の情報提供を適切に行った。	2	引き続き、「かわさきのお医者さん」による医療機関情報の提供を行う。	健康福祉局	保健医療政策室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)						

122	性差に応じた的確な医療や健康診断の機会を充実します。	子宮がん、乳がん及び骨粗しょう症の検診事業実施、子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券の配布	・子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券を対象の女性市民（約1万9千人）へ送付した。 ・子宮頸がん検診の無料クーポン券を送付しなかった一定の対象者（約8万4千人）に対して、受診勧奨ハガキを送付した。 ・無料クーポン券の対象でない一定の年齢の男女（約53万人）にがん検診案内の封書を送付した。	H30 (2018)	B	性差に応じた子宮がん、乳がん及び骨粗しょう症の検診以外の検診については、男女同様の対象として、事業を実施した。また、封書については特定の年齢層の男女両方に送付した。	2	引き続き、無料クーポン券やハガキによる子宮がん及び乳がん検診の受診勧奨及び、無料クーポン券の対象でない一定の年齢の男女に対しては、がん検診案内封書を送付する。	健康福祉局	健康増進課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
	女性専用外来の設置と運営	女性専門外来を担う専門的な知識・技術を有する女性医師の確保に努めたが、当該医師の不足等の理由により休止している。	H30 (2018)	D	女性専門外来を担う女性医師の確保ができないことから、休止中の外来を再開できない。	1	引き続き、必要な女性医師確保に努めていく。	病院局	井田病院事務局庶務課	
			R1 (2019)	D						
			R2 (2020)	D						
			R3 (2021)							

(49)性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進

123	ライフステージ別に性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について周知啓発を行います。	男女共同参画センター情報提供事業	・男女共同参画センターで、20周年記念イベントの一環で生涯にわたる健康づくりのための健康講座を開催した。	H30 (2018)	B	参加者が、女性の身体の変化についての知識及び自宅で簡単にできるエクササイズの習得を通じ、自分に合った健康的な身体作りができることをめざした。	2	引き続き、同等の講座等の推進を通じ女性の生涯にわたる健康づくりを推進する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
123	ライフステージ別に性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について周知啓発を行います。	母子保健指導・相談事業	・各区の女性健康支援センターで女性のライフサイクルに沿った、心や身体の健康に関する相談(妊娠中や出産、思春期、更年期、不妊、不育など)を実施。 ・思いがけない妊娠や出産への不安で誰にも相談できず悩んでいる方への妊娠・出産SOS相談を実施。電話相談に加えメールでの相談も開始した(R2相談件数:電話136件、女性104人、男性34人)。	H30 (2018)	B	相談窓口の周知に努めるとともに、女性のライフサイクルに沿った悩みや、妊娠・出産に関する不安を抱える方に、相談支援を実施したため。	2	次年度も引続き予期しない妊娠に関する電話及びメール相談を実施する。専用の電話回線を開設するため、相談窓口の周知にも取り組む。	こども未来局	こども保健福祉課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						

(50)健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及啓発の推進

124	心身ともに健康に影響を及ぼすHIVや感染症、薬物の使用などを防止するための正しい知識の普及を行います。	薬物乱用防止に関するイベント、防止教室等の実施	薬物乱用防止教室等を実施することにより、若年層を主な対象として啓発を継続実施した。	H30 (2018)	B	川崎市薬剤師会や川崎フロンターレ等と協働し、市民に様々な啓発活動を行い、薬物乱用防止教室では若年層へ薬の正しい使い方を伝えた。 【男女平等に配慮した点】 若年層を対象とした薬物乱用防止教室では、自分を大切に思うこと、他人を傷つけることのないよう呼びかけた。	2	新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、今後も神奈川県や近隣都市等と連携を図りながら継続的に薬物乱用防止啓発活動を実施する。	健康福祉局	医事・薬事課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
	青少年を対象としたエイズを含む性感染症についての正しい知識の普及啓発の講演会の開催	各保健所支所において地域の中学・高等学校の実情に応じたエイズ・性感染症の予防講演会を実施した。(受講人数:3,518人)	H30 (2018)	B	エイズ・性感染症を予防するための正しい知識を得る必要があることから、青少年エイズ・性感染症予防講演会を実施した。	2	新型コロナウイルス感染症の影響で開催方法や実施回数等に変化があり、例年より実績の減少が見込まれるが、青少年に対する性感染症予防の普及啓発は重要な課題であることから、次年度も引き続き、青少年エイズ・性感染症予防講演会の実施を推進する。	健康福祉局	感染症対策課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	C						
			R3 (2021)							

124	心身ともに健康に影響を及ぼすHIVや性感染症、薬物の使用などを防止するための正しい知識の普及を行います。	中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施	各学校で1回以上薬物乱用防止教室を実施	H30 (2018)	B	各学校で1回以上の実施を検討していたが、一部の学校で新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校の影響や感染防止対策の観点から中止となったことから、39校での実施となった。	2	次年度も引き続き各学校で1回以上教室を実施する予定。	教育委員会事務局	健康教育課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	C					
				R3 (2021)						
(51)こころと体の健康に関する相談事業の推進										
125	こころと体の健康に関する相談事業を推進します。	男女共同参画センターの相談事業	・女性総合相談、男性総合相談の中で、こころと体の健康に関する相談をうけている。	H30 (2018)	B	相談窓口周知に向けて、電話相談の広報用チラシ及びカードを配布した。	2	市内公共施設や相談機関、関係機関等へ広く周知を行っている。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)						
	地域みまもり支援センターにおける精神保健福祉に関する各種相談事業の実施	区役所地域みまもり支援センターにおいて精神保健福祉に関する各種相談業務を実施し、市のホームページ等で周知を図った。	H30 (2018)	B	幅広く市民に対し、区役所地域みまもり支援センターにおいて精神保健福祉に関する各種相談を受けました。	2	引き続き、区役所地域みまもり支援センターにおいて精神保健福祉に関する各種相談業務を実施し、市のホームページ等で周知を図る。	健康福祉局	精神保健課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)							